旭警察署生活安全ニュース 令和5年7月号
旭警察署生活安全課 045-361-0110(内線261)

 刑法犯の発生状況 令和5年1月～6月

	令和5年	令和4年	増減
特殊詐欺	29	24	+5
空き巣	11	2	+9
車上ねらい	10	29	-19
部品ねらい	31	20	+11
自動車盗	6	5	+1
オートバイ盗	19	17	+2
自転車盗	58	31	+27
強制わいせつ	3	2	+1
強盗	0	0	±0
ひったくり	1	0	±1
器物損壊、忍込み等	230	200	+30
総件数	398	330	+68

●強盗対策について

新聞やニュース等で報道されているとおり全国規模の強盗事件が多発しています。最近の強盗事件は、特殊詐欺グループ等がSNSにて闇バイトとして実行犯を募集し、犯行を指示しており、犯罪者の層を広げています。また、犯罪の手口が荒くなり、命の危険にさらされる状態になってきました。命を守るために、まずは自宅に侵入されないよう防犯カメラを設置したり、窓ガラスを強化することが有効です。
宅配業者やリフォーム業者を装い、自宅に侵入しようとするケースもありますので、むやみに扉を開けることなくインターフォン越しの対応をし、少しでも不審に感じた際はすぐに警察に通報してください。また、タンス貯金等で自宅に現金を保管していると特殊詐欺や強盗の被害を受ける可能性が高まります。自宅に必要以上の現金を保管せず、他人に現金の保管状況を絶対に伝えないようにしてください。

⊙ 特殊詐欺の発生状況 令和5年6月末

神奈川県内

	令和5年	令和4年	増減
件数	993	828	+165

令和5年 被害金額 約19億3000万円

旭区内

	令和5年	令和4年	増減
件数	29	24	+5

令和5年 被害金額 約3600万円

★旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。

○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

みんなであつくりよう! 安全・安心の街 旭!

サギから身を守ろう!

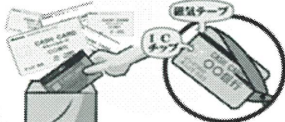
キャッシュカードが
悪用されています

キャッシュカードを
預かります

医療費の還付が
あります

**警察官
金融機関職員**

をかたって



キャッシュカード
を
だまし取る!



**役所
公共機関**

をかたって



「ATMに行ってください」
「ATMに着いたら
電話してください」

ATMを操作させ
振り込ませる!



身の周りに、サギがひそんでいるかも!?



どうしたらいいんじや?

ボクに任せて!

サギから身を守るためには、
固定電話対策
が効果的だよ!



みなクマ

その巻

留守番電話設定

その巻

**迷惑電話防止機能を有する
電話機等の設置**



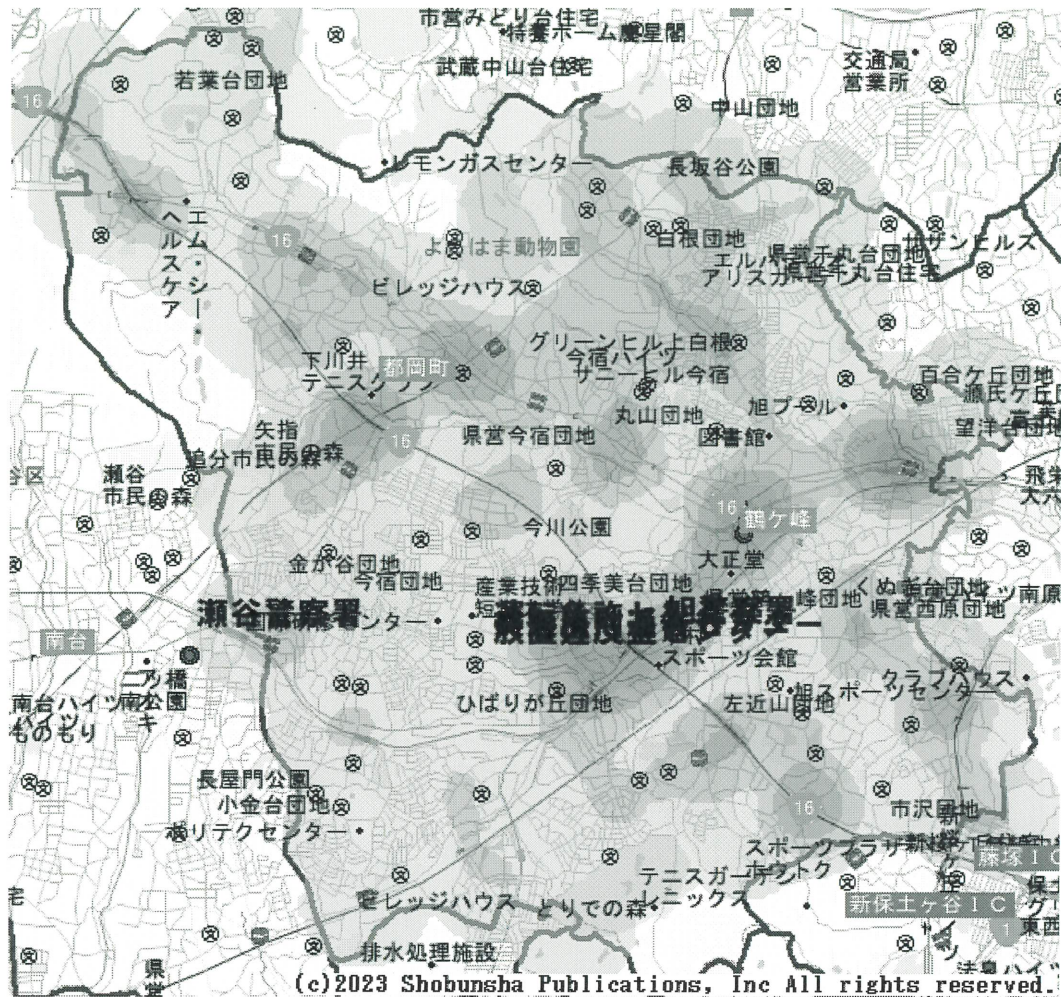
固定電話対策でサギをブロック!

電話で「キャッシュカード」と言われたら それは**サギ!**

旭警察署 045-361-0110

◎旭警察署管内 町内会

令和5年6月末現在



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(天池)	2	+2	1	0	1	1
鶴ヶ峰	28	-8	11	4	0	13
白根	15	+4	6	1	0	9
旭北	15	-1	6	2	2	2
上白根	11	-2	5	3	1	6
今宿	20	+3	5	6	1	10
川井	41	-19	11	7	6	8
若葉台	3	-1	1	0	0	1
笹野台	4	0	2	1	0	3
希望が丘	4	-3	2	1	0	1
希望が丘東	7	-4	4	1	1	2
希望が丘南	4	-2	2	0	1	1
さちが丘	3	-5	1	1	0	1
万騎が原	6	0	1	2	0	5
二俣川	20	-5	5	6	0	8
二俣川ニュータウン	3	0	2	0	1	0
旭中央	7	+1	3	0	0	1
旭南部	7	-9	1	3	0	3
左近山	4	-1	3	0	1	1
市沢	14	-2	5	0	2	2
総計	218	-52	77	38	17	78

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。



◎6月末の事故状況前年対比

※速報値

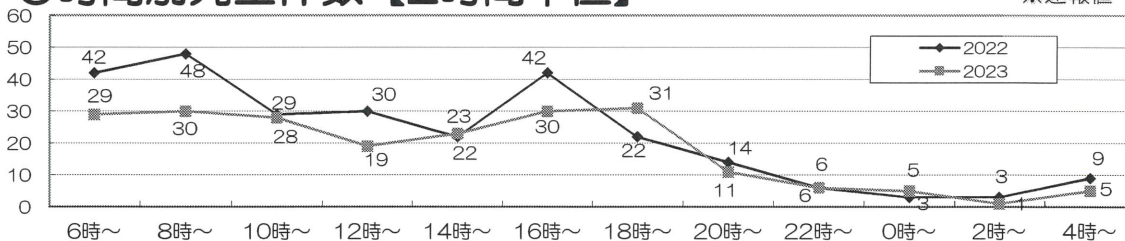
	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2023年	218	1	15	226	241
2022年	270	0	15	294	309
前年比	-52	+1	±0	-68	-68



2023年月別 事故発生件数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	34	40	46	39	25	34

◎時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



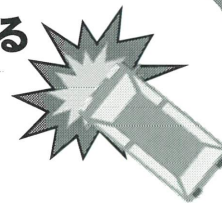
◎事故類型別件数

※速報値

事故類型	2022			2023			
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
人対車両	横断歩道横断中	19	0	19	0	29	
	その他	40	0	41	35	0	37
車両相互	すれ違い時	5	0	7	4	0	6
	出会い頭	21	0	23	13	0	14
	右折時 その他	15	0	15	12	0	12
	右折時 右折直進	32	0	35	25	0	25
	左折時	9	0	9	8	0	10
	正面衝突	6	0	6	2	1	1
	車両相互その他	40	0	42	34	0	39
	追突	62	0	90	37	0	46
	追越追抜き時	9	0	9	7	0	7
車両単独	車両単独	12	0	13	12	0	15
合計	270	0	309	218	1	241	

旭区で軽貨物車と大型貨物車が衝突する

交通死亡事故が発生!!



令和5年6月2日の朝、国道16号今宿東町交差点付近において、軽貨物車と大型貨物車が衝突し軽貨物車の運転手が亡くなる交通死亡事故が発生しました。



朝夕の通勤時間帯は交通事故多発時間帯！

朝(午前6時～午前9時)・夕(午後5時～午後7時)の通勤時間帯は交通事故多発時間帯です。

交通ルールの遵守、安全確認の徹底をお願いします！

旭区内火災発生状況（6月中：1件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
6月27日	今川町	公園	公園内の看板1基焼損	放火の疑い

各年の1月1日から同年6月30日（現在）

項目	区分/年数	旭区内			横浜市		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災状況	火災件数(件)	21	22	△1	378	334	44
	焼損床面積(m ²)	213	137	76	4,031	3,096	935
	死者(人)				7	8	△1
	負傷者(人)	3	2	1	57	63	△6
救急状況	救急件数(件)	7,655	7,535	120	116,999	113,227	3,772
	1日当たりの出場件数(件)	42.3	41.6	0.7	646.4	625.6	20.8

(備考)令和5年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

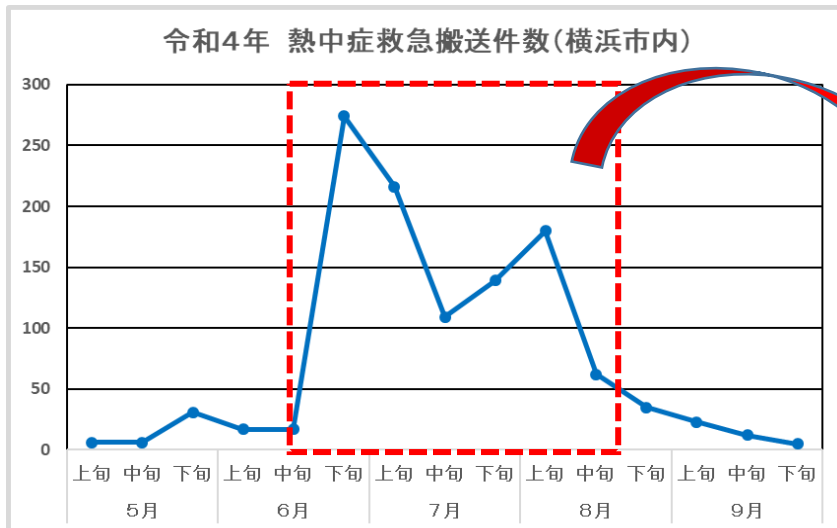
熱中症はこれからの時期が本番！

熱中症とは…

熱中症とは、暑い環境で体温の調整ができなくなった状態で、めまいや吐き気、頭痛、失神等様々な症状をきたし、最悪の場合は死に至る疾患です。

熱中症の傾向は…

熱中症は、気温や湿度が高くなる6月下旬から8月ころにかけて増加します！



※令和4年は6月下旬から8月中旬にかけて、気温30度を超える高温多湿の日が多かったため、救急搬送件数も増加しました。

熱中症を防ぐには…

- ① のどが渇く前のこまめな水分（塩分）補給をしましょう。
- ② 昼夜問わず、エアコン等を利用して部屋の温度を調整しましょう。
- ③ 屋外作業は、涼しい服装で帽子等を被り、こまめに休憩を取りましょう。
- ④ 熱中症のリスクが高い高齢者等は特に注意をしましょう。



令和5年町丁別火災発生状況

令和5年1月1日から同年6月30日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	3	2			1
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	2	2			
	白根三丁目	1	1			
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目	1				1
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目	1		1		
	鶴ヶ峰本町一丁目					
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町	1				1	
四季美台						
今川町	2	1			1	
今宿東町						
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘					
	東希望が丘	2	2			
	中希望が丘	1	1			
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町	1	1			
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町	1	1			
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
上白根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作					
	左近山	1	1			
1件	万騎が原					
	大池町					
	柏町					
若葉台	上川井町	1	1			
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
1件	若葉台四丁目					
市沢	市沢町	1	1			
	三反田町					
	小高町					
1件						
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目	1	1			
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目	1	1			
2件	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
	中尾二丁目					
	矢指町					

合計	21件	建物	車両	林野	その他
		16	1	0	4

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	6月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		1
白根地区町内会自治会連合会		3
旭北地区連合自治会		1
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		
川井地区町内会自治会連合会		2
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		1
希望が丘東地区連合自治会		2

自治会・町内会	6月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		1
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		1
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等	1	7
合計	1	21

4 一斉点検のメリット

- (1) 地域で一斉に鳴らすため、ご近所に火災と勘違いされることを気にせず安心して点検ができます。
- (2) 防災訓練前に一斉点検を実施するなど、訓練の一部に取り込むことにより、防災訓練場所に出向くことができない方等も参加が可能となります
- (3) 地域全体で住宅用火災警報器の関心を高めることで、各家庭の防火対策へとつながります。

5 実施方法

まずはお気軽に近くの消防署所へご相談ください。点検方法や周知用文面等、サポートさせていただきます。

消防署の支援

- (1) 一斉点検方法等のチラシの提供（別添）やデモ機**※1**の貸出しを実施します。
※1 地域内で住宅用火災警報器の点検方法等を説明する際にご活用ください。
- (2) 点検ができない高齢者宅へは、希望により消防職員が個別訪問**※2**し点検します。
※2 点検の他、機器の取り付け支援や住宅の防火防災アドバイスができます。

6 実績（令和4年度）

連合・単一	回数
連合自治会・町内会	2（同連合）
単一自治会・町内会	2

7 その他

- (1) 大規模マンション等で自動火災報知設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置義務はありません。
- (2) 点検の際に点検ひもに届かない場合は、高い椅子等に上がると危険ですので、長傘や棒を使用しテスト（警報停止）ボタンを押してください。
- (3) 疑義事項は担当までお願いします。

【お問合せ先】

旭消防署総務・予防課予防係

担当：三浦・千葉

TEL/FAX 9 5 1 - 0 1 1 9



ピー
ピー



定期的に 点検しよう



安心だね

点検したら結果をこちらの二次元
コードからお知らせください。
(無記名のアンケート形式です)



半年に1回は点検しましょう

点検日を記入しておきましょう！！

年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

もう、点検しましたか？

～住宅用火災警報器の寿命は約10年～

ポイント1



住警器を
設置しよう

ポイント2



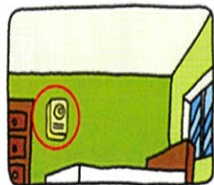
定期点検

ポイント3



交換だよ

設置場所



主寝室



子ども部屋
※寝室として使用する
場合に限りです。



寝室がある階の
階段



台所

※台所は熱式のもの
を設置することも可能です。

※詳細は、最寄りの
消防署所にお問い
合わせください。

テスト(警報停止)ボタンを**1秒ほど**押すか、**1秒ほど**ひもを引く

警報音は自動で止まります。

○ 正常な場合

正常をお知らせするメッセージまたは音が
なります。

例: 「正常です」

「ピーピーピー火事です火事です」

※メッセージや音は製品により変わります。

× 音がならない場合

電池がきちんとセットされているか確認しま
す。それでも鳴らない場合は電池切れや故
障です。本体ごと交換しましょう。



テスト(警報
停止)ボタン

点検ひも

点検方法



【注意】点検の際、いす等に上がると落ちる危険があります。警報器に届かない場合は、
長い傘や棒などでテスト(警報停止)ボタンを押してください。

取付けを支援します!



※取付けが困難な方は、消防職員による
取付けのお手伝いもしています。
お近くの消防署所にご相談ください。

交換



交換が困難な方



点検の結果、異常のあった警報器や
10年を経過した警報器は本体ごと交換しましょう。

詳しくは横浜市WEBサイトへ

横浜市消防局 住警器

検索



ご相談窓口

旭消防署(総務・予防課予防係) 951-0119

南本宿消防出張所 353-0119

さちが丘消防出張所 367-0119

市沢消防出張所 381-0119

都岡消防出張所 952-0119

若葉台消防出張所 921-0119

今宿消防出張所 366-0119

音でつなげる自助・近助・共助

定期的に
点検します

住宅用火災警報器を

〇月〇日(日) 9:00~9:30

みんなで鳴らし点検しましょう!

住宅用火災警報器の義務設置から今年で12年になります。本体の寿命は約10年です。

「音を鳴らすと近所に火事と勘違いされないか心配」との声も多いことから、〇〇自治会全体で一斉点検を実施します。



※ご自分で点検していただきます。

消防署と事前に調整済みですので安心して実施してください。もちろん個別に別日で点検いただいても大丈夫です。

- 高齢者世帯等で点検が難しい方や点検時のトラブル(音が鳴りやまないなど)で困った時は、

旭消防署へご連絡ください。連絡先045-951-0119

※災害時等はお対応できないことがあります。ご了承ください。

- 点検後、結果のアンケートにご協力ください。(期限〇月〇日まで)

※未設置の方もお答えください。個人情報を入力はありません。

URL: <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/21ade495-dcd4-44bc-b8c4-add2d2ec7d82/start>



～点検方法～

住宅用火災警報器本体のテスト(警報停止)ボタン押す。もしくは点検ひもを引っ張り、ブザーや音声を確認します。無音は電池切れもしくは故障です!!

- 点検の際、いす等に上がると落ちる危険があります。警報器に届かない場合は、長い傘や棒などでテスト(警報停止)ボタンを押してください。



〇〇自治会
旭消防署

自治会町内会長 様

市連会 7月定例会説明資料
令和5年7月12日
市民局地域活動推進課
健康福祉局地域支援課

**「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の
結果報告及び今後の対応案について**

3月市連会・区連会で標記アンケート単純集計結果（速報）を報告しましたが、その後、自由記述も踏まえた調査報告書がまとまりましたので、今後の対応案と共にご説明します。

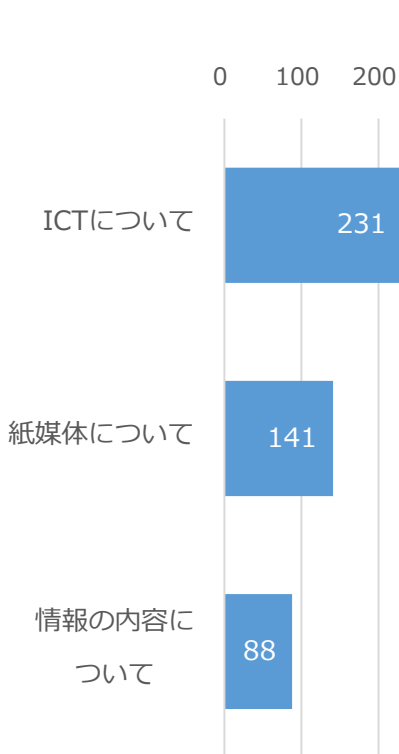
1 アンケート結果について（選択式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知	上位3位 (%)
<方法>「資料+説明」が適切	
・生命・財産に関するもの(防災関係、コロナ関連情報等)	64
・自治会町内会活動に関連するもの(補助事業の案内、先進的な活動事例等)	57
・市政・区政、施策の周知を目的とするもの(市の計画案内、市民意見募集等)	44
<改善すべき点>	
・資料の分かりやすさ	52
・情報量の多さ	41
・情報内容の精査(「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外)	38
(2) 委嘱委員の推薦(委嘱委員の候補者探しが「難しい」:56%、「やや難しい」:28%)	
<難しい理由>	
・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった	67
・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった	49
・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	49
(3) 候補者推薦における横浜市の関わり	
<支援のうち期待する取組>	
・委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減	47
・委嘱委員の業務内容説明資料の配付	39
・地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境	26
(4) 民生委員・児童委員の推薦	
<令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由>	
・民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	46
・活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった	35
・民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった	34

裏面あり

2 アンケート結果について（自由記述式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知について【意見：488人】



＜ICTについて：231件＞

- ・個人的にはデジタル化賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい
- ・回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたい
- ・情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う

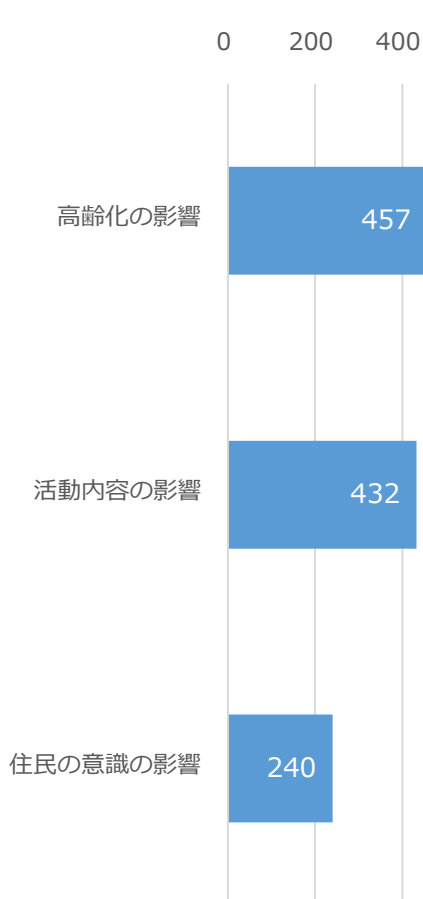
＜紙媒体について：141件＞

- ・横浜市からの情報は高齢者をかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせが良い
- ・とにかく紙資料が多すぎる。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めてほしい

＜情報の内容について：88件＞

- ・情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい
- ・情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難

(2) 委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点【意見：993人】



＜高齢化の影響：457件＞

- ・人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい
- ・候補者のなり手がいない。現在なっている人に再度頼むより方法がない
- ・委嘱委員の候補者が少ないので結果的に継続になってしまう。特定の個人の負担が増える

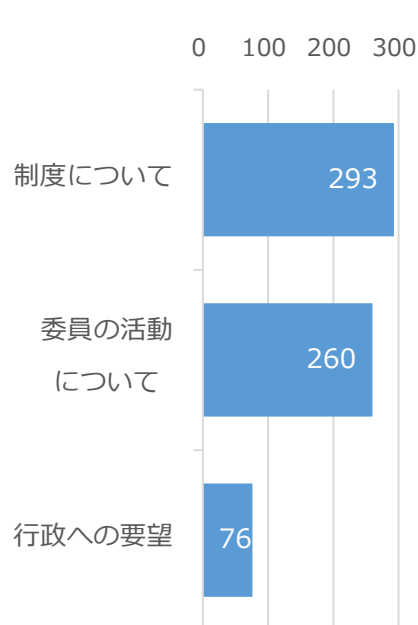
＜活動内容の影響：432件＞

- ・なるべく年齢の若い人をお願いするが、時間が合わない
- ・会社の退職時期が延びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い
- ・推薦お願いしても、役職への責任や生活環境から辞退されてしまう

＜住民の意識の影響：240件＞

- ・各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることより町内会へのメリットが見えない
- ・委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない

(3) 民生委員・児童委員全般について【意見：647人】



<制度について：293件>

- ・制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない
- ・制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考える

<委員の活動について：260件>

- ・活動の負担や責任が大きい
- ・活動内容がよくわからないという人が多く、人選が難しい

<行政への要望：76件>

- ・高齢者の増加が進む中で、候補者確保が難しい場合、横浜市からの派遣制度の検討はできないものではないでしょうか。
- ・市、区内で地域に貢献出来る人材の紹介が望ましい。

3 今後の対応案

(1) 横浜市からの情報周知について

ア 市連会の議題提出基準の見直し

「資料+説明」、「資料提供のみ」、「議題対象外」の基準案を作成し、議題数の削減軽減を図ります。

イ 市連会議題説明資料の見直し

説明資料の様式の統一など、簡潔でわかりやすい内容にします。

ウ 市連会のホームページの充実

市連会定例会の資料をホームページで掲載していきます。

エ 区連会での実施に向けた検討

上記ア～ウについて、5年度に市連会で試行実施及び効果測定を行い、6年度以降、順次区連会での検討・実施を目指します。

(2) 委嘱委員の推薦事務等

ア 自治会町内会の負担軽減に向けた取組

各所管課と調整の上、推薦事務の簡略化や活動内容の広報の充実など、改善策を検討していきます。

イ 改選時に合わせた見直し

各委嘱委員の改選時期に合わせ、各所管課による推薦手法や活動内容等の見直しを図られるよう取り組みます。

※委嘱委員：スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進委員、消費生活推進員（該当区のみ）

（※民生委員・児童委員については裏面に記載）

(3) 民生委員・児童委員の活動支援及び推薦手続き等

ア 民生委員・児童委員活動の支援強化・広報活動の充実

民生委員の活動しやすい環境づくりを進めるため、活動支援策の強化を図る（モデル区（都筑区・戸塚区・栄区）において試行実施）とともに、民生委員活動への理解を深めていただくための広報の充実に取り組みます。

イ 推薦手続きの改善

自治会・地区民児協の負担を軽減するため、令和7年12月の一斉改選に向けて推薦手続きの簡素化などの改善に取り組みます。

ウ 年齢要件にかかる意見調整

年齢要件について、市・区・地区民児協と令和7年12月の一斉改選に向けて意見調整を行っていきます。

※年齢要件について、自治会町内会長アンケートでは「見直しが必要」が74%を占めていたのに対して、地区民児協会長アンケートでは、「現状のままでよい(48%)」「見直しが必要(46%)」という結果になっています。

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉 担当 市民局地域活動推進課 川口、関、江口 電話 045-671-2317 電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp 〈民生委員・児童委員の推薦について〉 担当 健康福祉局地域支援課 村山 電話 045-671-4046 電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp
--

**令和4年度
自治会町内会に対する依頼の見直しに向けた
アンケート調査報告書**

**横浜市
市民局 地域活動推進課
健康福祉局 地域支援課**

目次

1. 調査の概要	P.2
調査概要	P.3
回収状況	P.4
自治会町内会/会長の状況	P.5
2. 調査結果	P.6
横浜市からの情報周知等	P.7
自治会町内会のデジタル化の状況	P.10
委嘱委員の推薦事務	P.16
令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務	P.20

調査の概要

調査概要

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

1) 調査方法

- ・ アンケート方式による定量調査
- ・ 郵送によりアンケート票を配付／回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答

2) 調査の対象

- ・ 横浜市内すべての単位自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

3) 回収率（数）

- ・ 有効回答標本数 1,738票 有効回答標本回収率 61%
- ・ 郵送による回答 1,132票
- ・ 電子申請による回答 606票

4) 実施期間

- ・ 令和4年11月11日～令和5年1月31日

5) 調査実施主体

- ・ 横浜市市民局 地域活動推進課
- ・ 横浜市健康福祉局 地域支援課

6) 集計・分析・報告書の作成

- ・ 株式会社クリエイティブ・リンク

【表記について】

本報告書では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は小数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とまらない箇所がある。

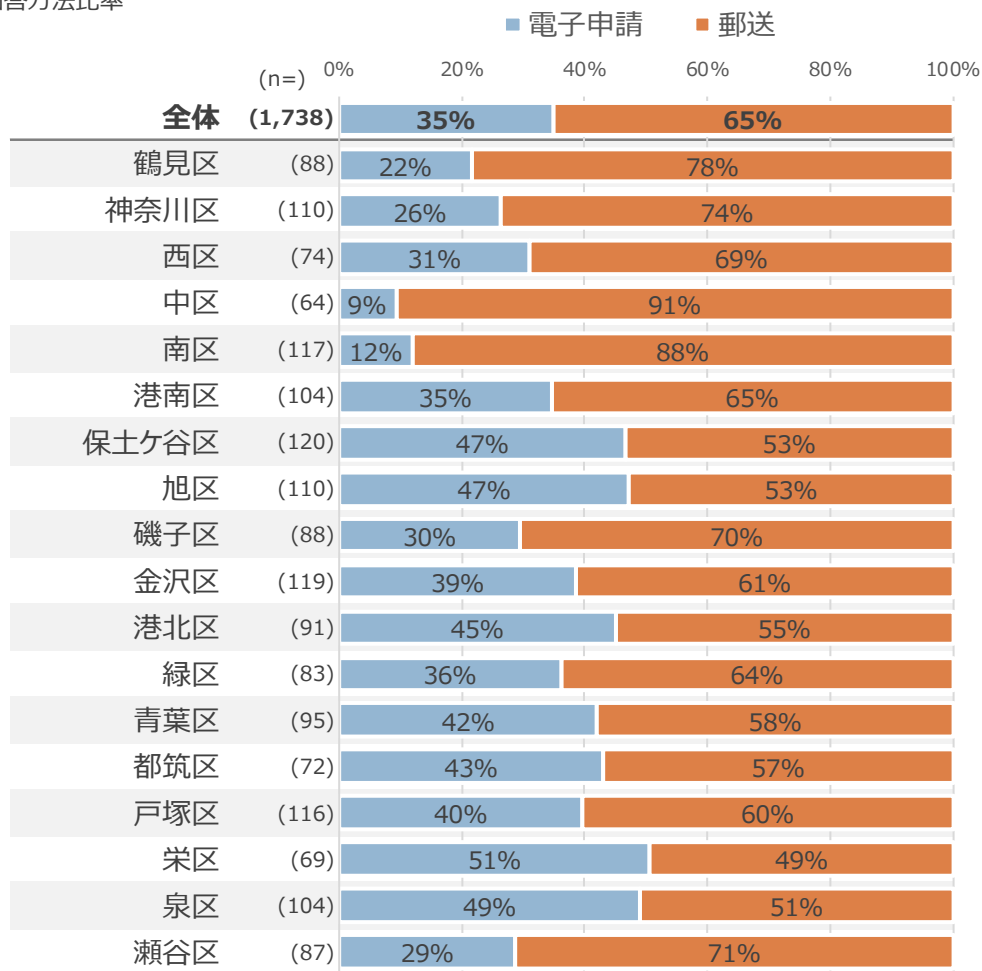
回収状況

- 区別の発送数と回収数、回収方法の比率は以下の通り。

発送数／回収数

	発送数	回収数	回収率
全体	2,849	1,738	61.0%
鶴見区	126	88	69.8%
神奈川区	176	110	62.5%
西区	99	74	74.7%
中区	131	64	48.9%
南区	205	117	57.1%
港南区	169	104	61.5%
保土ヶ谷区	196	120	61.2%
旭区	236	110	46.6%
磯子区	167	88	52.7%
金沢区	170	119	70.0%
港北区	151	91	60.3%
緑区	122	83	68.0%
青葉区	162	95	58.6%
都筑区	123	72	58.5%
戸塚区	221	116	52.5%
栄区	88	69	78.4%
泉区	153	104	68.0%
瀬谷区	154	87	56.5%

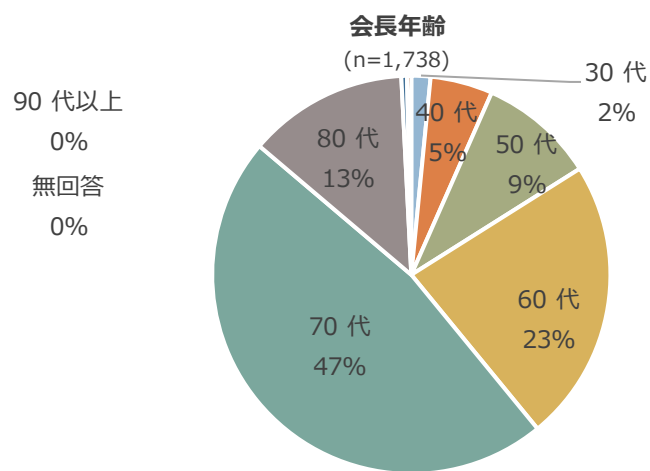
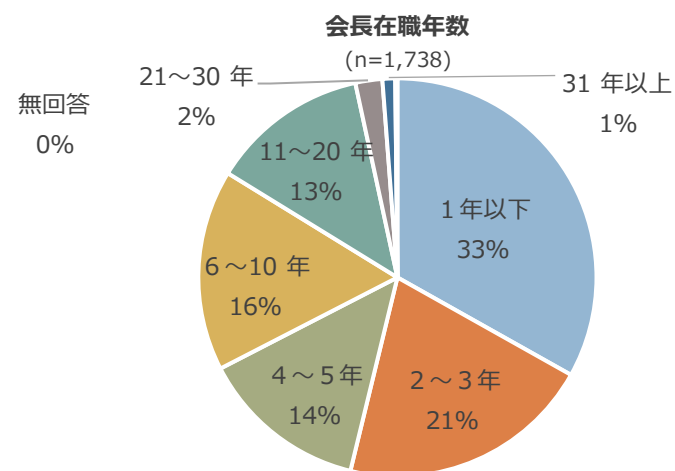
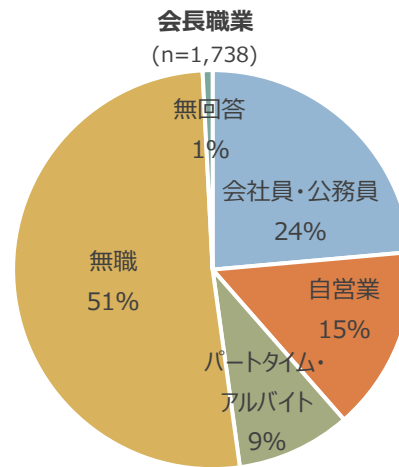
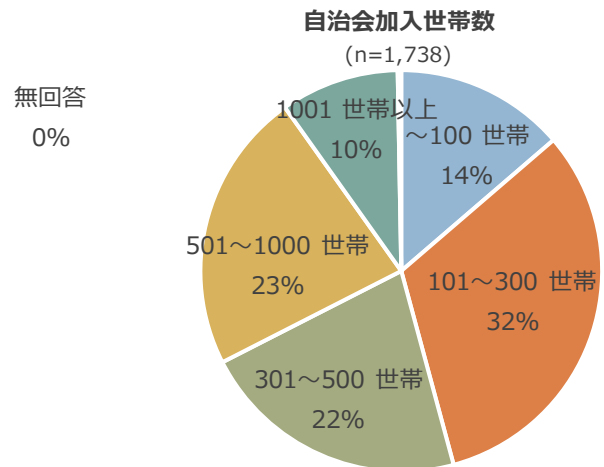
回答方法比率



自治会町内会／会長の状況

- 自治会加入世帯数は101～300世帯が全体の1/3を占める。
- 会長は約半数が無職。また、会長の年齢は、70代以上が6割を占めている。
- 在職年数は1/3が1年以下である一方で11年以上在職している人も16%存在する。

Q1 自治会町内会／会長の状況



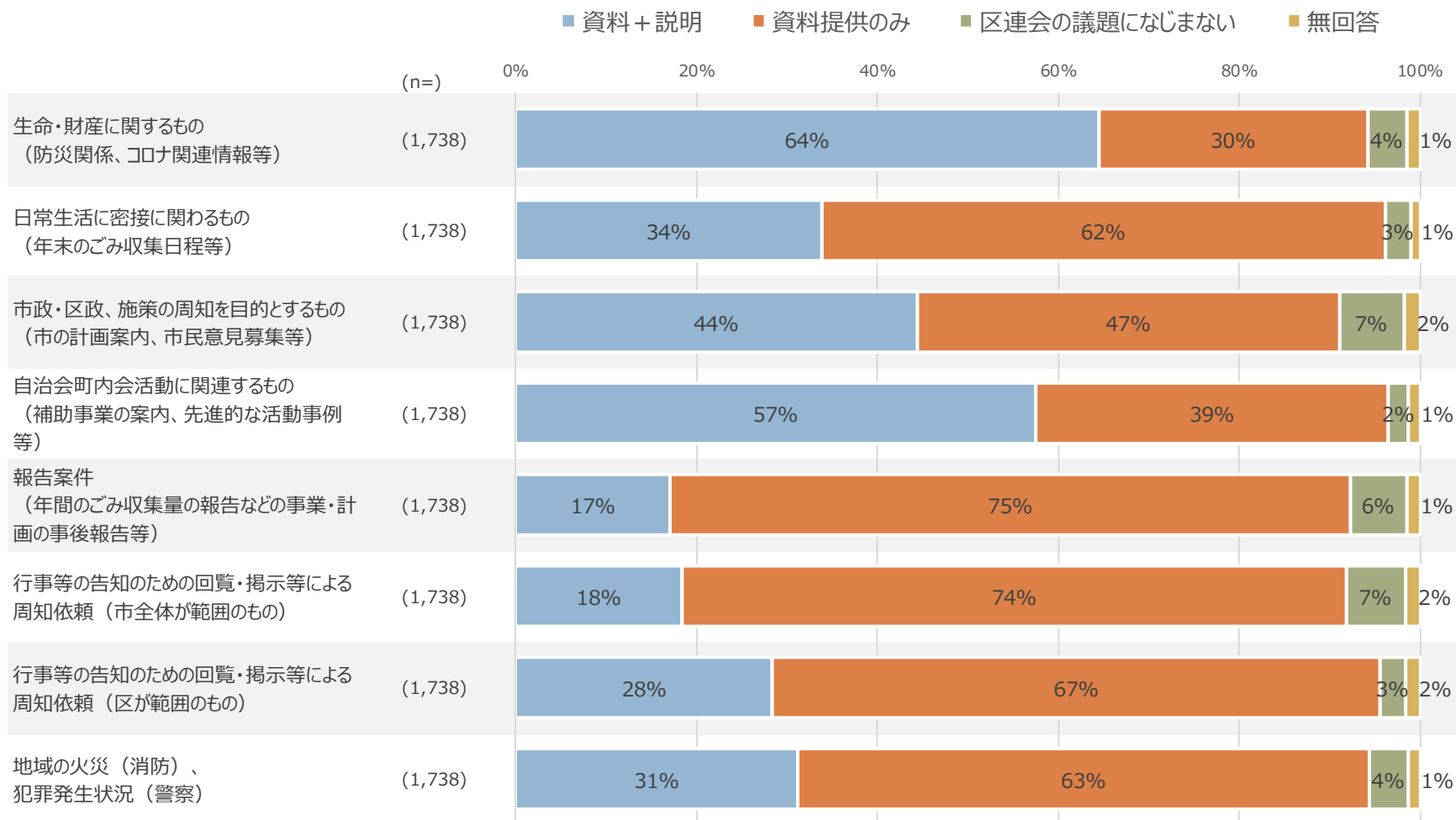
調查結果概要

横浜市からの情報周知等

区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法

- 区連会を通した横浜市からの情報周知等について、「資料+説明」の両方が適切だと感じる情報の種別としては、「生命・財産に関するもの」が最も高く64%で、「自治会町内会活動に関連するもの」が57%でそれに続く。
- 「報告案件」や「行事等の告知のための回覧・掲示等による周知依頼」は、全体の約3/4が「資料提供のみ」が適切だと考えている。

Q2_1 区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法



区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点

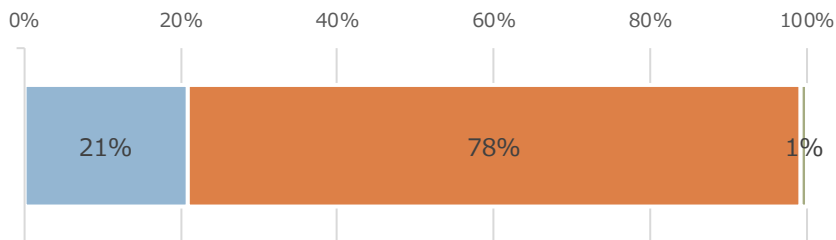
- 区連会資料の電子データでの活用については、78%が活用していない状況。
- 今後の区連会情報の受け渡し方法として効果的なものは「毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）」が37%で最も高く、「紙媒体と電子データの併用」が30%でそれに続く。
- 「紙媒体と電子データの併用」「基本的にはデータでいい」「紙媒体は不要」を合わせると6割がデータ活用を希望している。
- 情報を周知する上で行政が改善すべき点としては「資料のわかりやすさ」が52%で半数を超え、最も高い。

Q2_2/2_3/2_4 区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点（複数回答）

Q2_2 区連会資料の電子データ活用

(n=1,738)

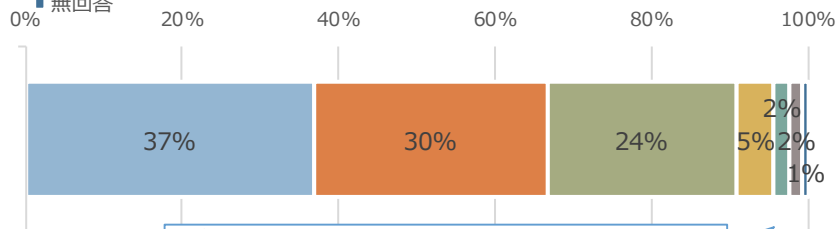
■ 活用している ■ 活用していない ■ 無回答



Q2_3 効果的な受取り方法

(n=1,738)

- 区連会後の毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データ入手できるようにしてほしい（紙媒体は不要）
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答



【自由回答あり】：29件

【主な回答】

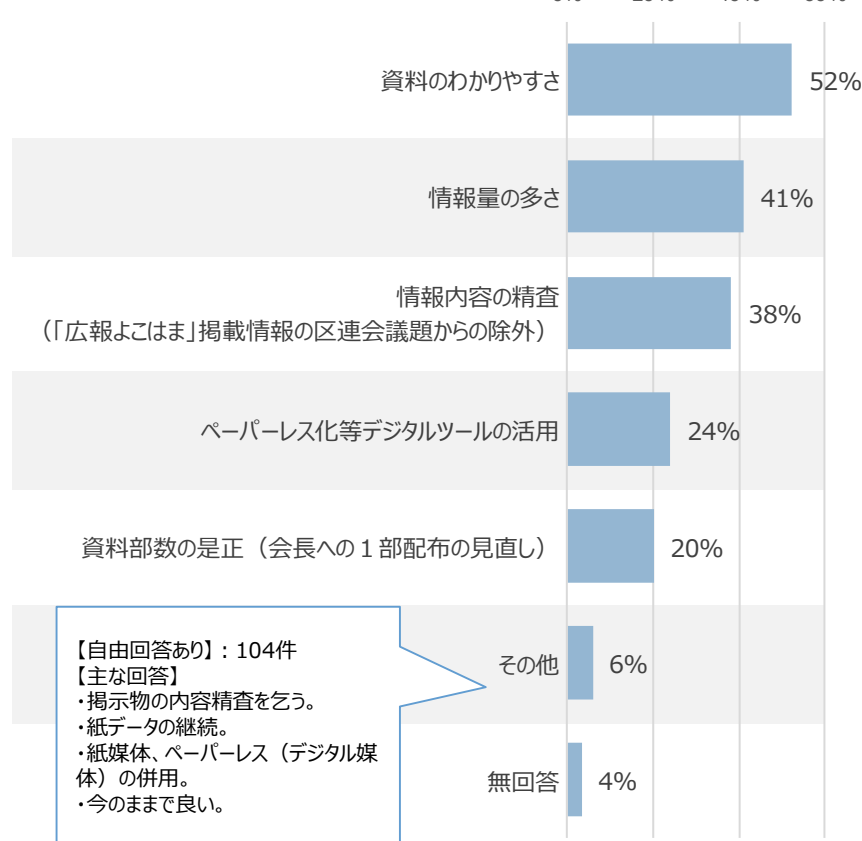
- ・市政だより、区政だよりに掲載して頂ければ良い。
- ・紙媒体で回覧資料、掲示資料は必要数ほしい。

降順ソート

Q2_4 行政が改善すべき点（複数回答）

(n=1,738)

0% 20% 40% 60%



【自由回答あり】：104件

【主な回答】

- ・掲示物の内容精査を乞う。
- ・紙データの継続。
- ・紙媒体、ペーパーレス（デジタル媒体）の併用。
- ・今のままで良い。

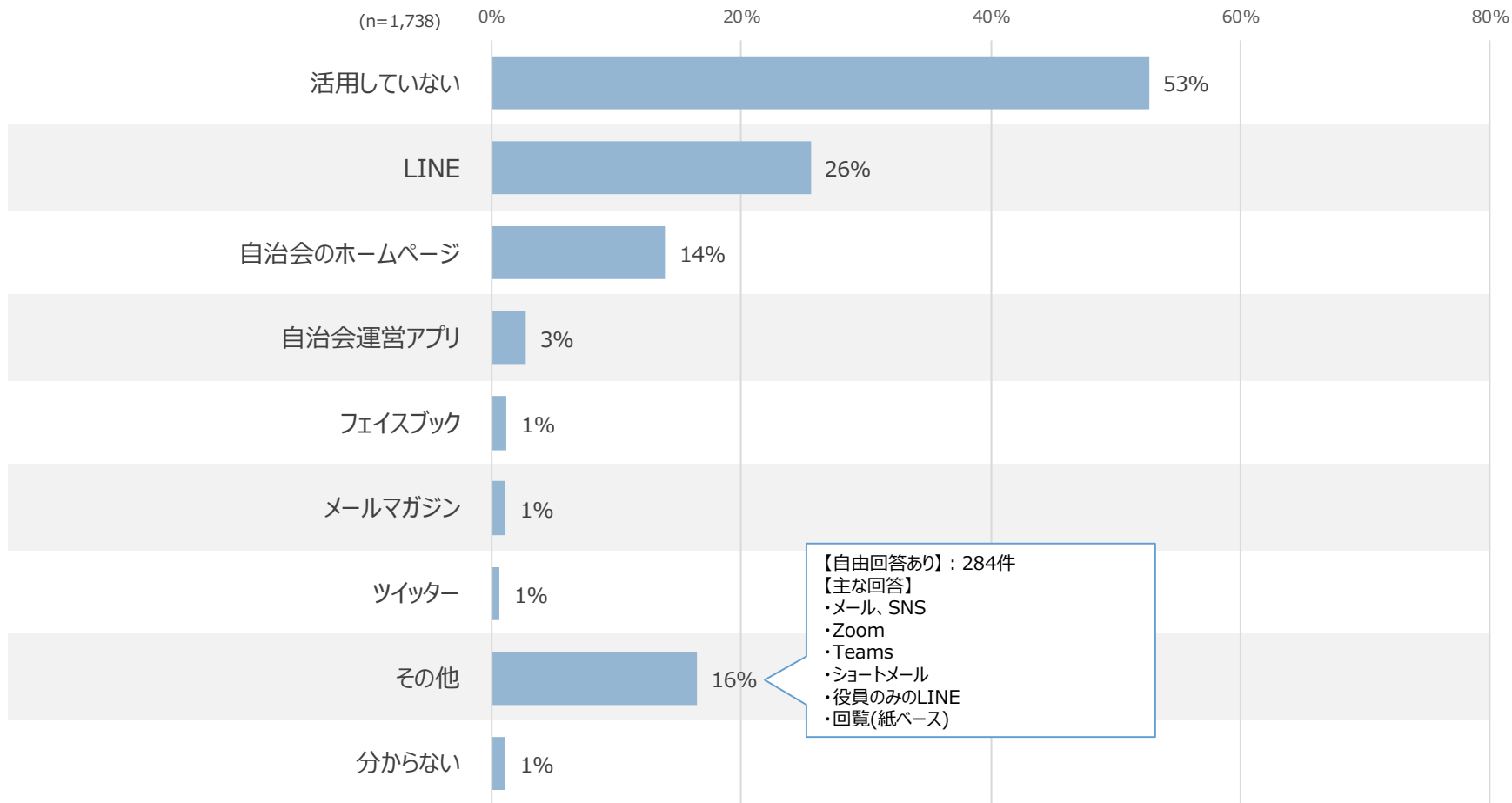
降順ソート

自治会町内会のデジタル化の状況

デジタルツールを活用した会員への情報周知方法

- 会員へ情報を周知するためにデジタルツールを「活用していない」と回答した方が全体の過半数を占めており、デジタルでの情報周知はまだ主流の方法とはなり得ていない。活用しているデジタルツールとしては、LINEが26%で最も高く、自治会のホームページが14%でそれに続く。

Q3_1 デジタルツールを活用した会員への情報周知方法（複数回答）



降順ソート

デジタルツールの具体的な活用事例

- デジタルツールの具体的な活用事例としては「行事や会議等の各種連絡や通知」が最も多く、他に「回覧板や議事録などの資料の共有」や「イベントの案内・申し込み」が多くあげられた。

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例

	(件)	(%)
行事や会議等の各種連絡・通知	233	44%
回覧板や議事録などの資料の共有	109	21%
イベントの案内・申し込み	88	17%
回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用	44	8%
定例会等の資料の送信・掲載	26	5%
ZoomやLINEを利用したりリモート会議	25	5%
イベント結果の報告	22	4%
緊急情報の通知	16	3%
掲示物の掲載	15	3%
活動内容の案内・報告	15	3%
意見交換	10	2%
施設予約	9	2%
出欠確認	8	2%
相談・問い合わせ	8	2%
各種申請	5	1%
アンケートの実施	2	0%
会計情報の開示	2	0%
消火器等自治会設備の設置状況	1	0%
その他	10	2%
活用していない・準備中	103	19%
合計	529	100%

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例（自由記述、抜粋）

<行事や会議等の各種連絡・通知>

- ・ コロナ禍での会議開催延期又は、中止の連絡とか会議議題の周知など。
- ・ 会員への案内は、まだ「回覧版」を基本としているが、同時に町内会ホームページにも載せている。
- ・ 各種イベントの開催案内(チラシ)や中止をホームページに掲載し周知している。
- ・ 子供会の回覧に関しては、ラインで流せるように許可している。

<回覧板や議事録などの資料の共有>

- ・ 回覧、イベントチラシ、実施したイベントの報告等をホームページに掲載している。
- ・ 回覧はすべてホームページに掲載している。
- ・ 月々の町会会議の資料をLINEで通知したり、活動やイベントの写真を提出している。(LINEにて)

<イベントの案内・申し込み>

- ・ イベントの参加申し込みをQRコードで読み込んでもらい、グーグルフォームで入力。参加者の管理をしている。
- ・ イベント募集をホームページ、LINEなどで通知し、イベント開催。急な中止のときホームページで案内した所93%の人が知ることになり、効果を確認した。

<回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用>

- ・ LINEを基本的には活用しています。但し、高齢者も多く無理な方については配付物を作成している。デジタルツール使用を嫌う(個人情報)方もいるので面倒な部分もある。

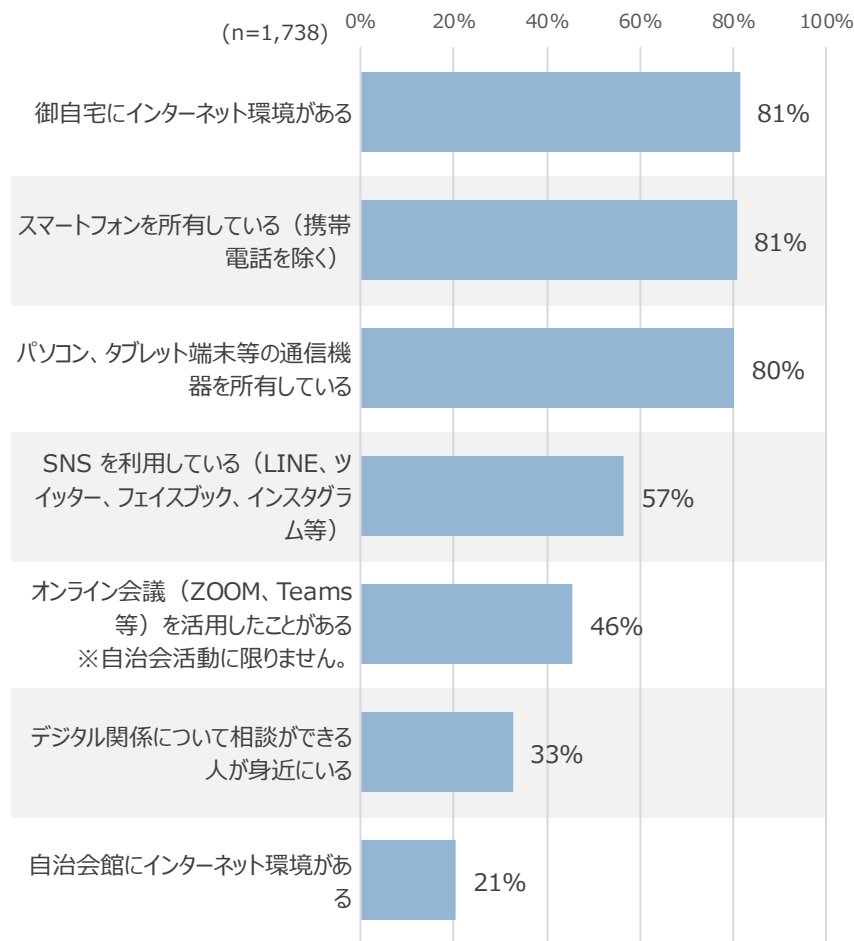
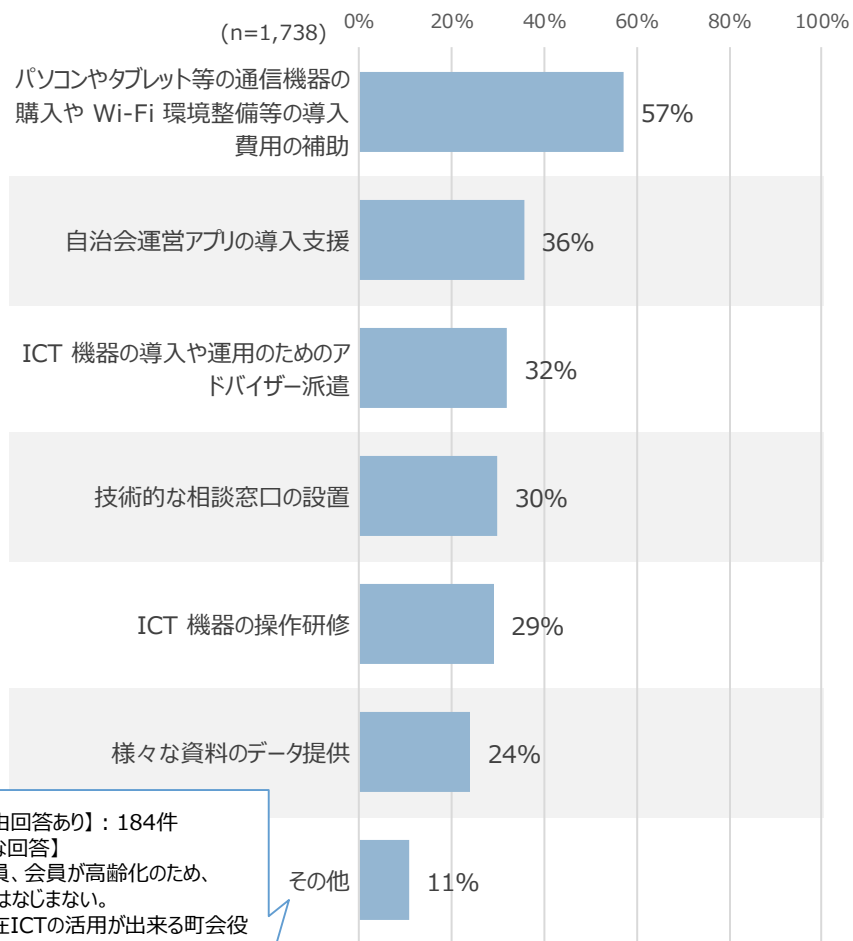
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

ICT活用のための有効な行政支援／会長自身のデジタル環境

- ICTの活用に有効な行政からの支援策としては「パソコンやタブレット等の通信機器の購入やWi-Fi環境整備等の購入費用の補助」が最も高く、57%で他を20ポイント以上上回る。
- 会長ご自身のデジタル環境としては8割以上が「自宅にインターネット環境がある」、「スマートフォンを所有している」、「パソコンやタブレットなどの通信機器を保有している」と回答。一方で、自治会館のインターネット環境整備は21%にとどまる。

Q3_3 ICT活用のための有効な行政支援（複数回答）

Q3_4 会長自身のデジタル環境（複数回答）



【自由回答あり】：184件
 【主な回答】
 ・役員、会員が高齢化のため、ICTはなじまない。
 ・現在ICTの活用が出来る町会役員はいない。
 ・特に利便性、必要性を感じない。

降順ソート

降順ソート

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 自由回答では、ICTに関するものが47%で最も多く、紙媒体に関するものが29%でそれに続く。
- ICTについては、「高齢者が多く、デジタルツールを使いこなせない」との声が最も多く、ICTに不慣れな方への周知洩れが懸念されている。
- 紙媒体については、特に高齢者に対して従来通り紙ベースでの配布・回覧が必要だとの認識だが、その一方で、紙の情報が多すぎるといった意見も少なくない。

Q4_横浜市からの情報周知に関して①

	(件)	(%)
ICTについて	231	47%
デジタルツールを使いこなせない	49	10%
HPの活用	43	9%
情報のデジタル化	38	8%
LINEやメール、YouTubeの活用	32	7%
ICTの活用	17	3%
情報へのアクセス方法の多様化	16	3%
Wi-Fi等の環境の整備	9	2%
デジタルツールの提供	9	2%
セキュリティの確保	5	1%
高齢者向け等のデジタルツール活用支援	5	1%
アプリの提供	4	1%
PWが面倒	3	1%
電子掲示板サービスの提供	1	0%
紙媒体について	141	29%
紙媒体の継続	48	10%
紙媒体の削減・ペーパーレス化	35	7%
掲示物の配布・回覧	21	4%
広報紙の活用	19	4%
掲示物・配布物の削減	13	3%
掲示板の活用	5	1%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)①

<デジタルツールを使いこなせない>

- 会長がPC,スマホを持っていないし、デジタルが利用不可能。
- 個人的にはデジタル化に賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい。
- 誰でも100%デジタル環境にはないのでなんでもかんでもデジタル化しないでほしい。
- インフラを整備しても、使う意思が希薄な高齢者過多の町内では、ネットによる情報周知には限界がある。世代交代を待つしかないと思います。

<HPの活用>

- 回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたいです。
- 全ての情報はホームページなどで、簡単に閲覧・データ入手を出来るようにしてほしい。

<情報のデジタル化>

- 情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う。
- 市の便りをデジタル化して下さって、情報が取りやすくなりました。

<紙媒体の継続>

- 横浜市からの情報は高齢者がかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせがよいです。
- 町内会には高齢者も多く、紙ベースの資料はかかせません。

<紙媒体の削減・ペーパーレス化>

- とにかく、紙資料が多すぎます。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めて欲しいと思います。

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 情報の内容については、「情報の精査」に関する意見が多い。情報の内容については情報量が多いとのご意見が多く、「伝達必須の情報だけに限定してほしい」など、本当に必要な情報だけを精査して提供することが望まれている。
- その他、「自治会の負担の軽減」についての記載も一定数あった。

Q4_横浜市からの情報周知に関して②

	(件)	(%)
情報の内容について	88	18%
情報の精査	59	12%
掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ	14	3%
迅速・適切な情報提供	9	2%
パブリックコメントの募集時期が遅い、結果のフィードバックが欲しい	4	1%
掲示時期・掲示期間の明確化	1	0%
掲示と回覧の区別の明確化	1	0%
その他	175	36%
自治会の負担の軽減	42	9%
情報周知以外の要望・感想	10	2%
情報周知は難しい	8	2%
自治会非加入者への対応	5	1%
行政用語がわかりにくい	2	0%
外国語対応	2	0%
現状で問題ない	21	4%
その他	46	9%
特になし	39	8%
合計	488	100%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)②

<p><情報の精査></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい。 情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難である。
<p><掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ></p> <ul style="list-style-type: none"> 掲示物は、掲示板の大きさがさまざまあるため、A4片面で文字数を少なく読みやすくして下さい。
<p><自治会の負担の軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会に依存した情報発信を抜本的に見直す。 各種配布物、回覧物が異なる日にやってくるので 配布作業が多い。 行政からの情報周知は自治会の役割ではない。 とにかく多すぎる、何でも町内会になげればよいという意識がよくなる。
<p><情報周知以外の要望・感想></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の一方的な情報提供では監視機能がない。 高齢化により委員の選出が年々難しくなっている。

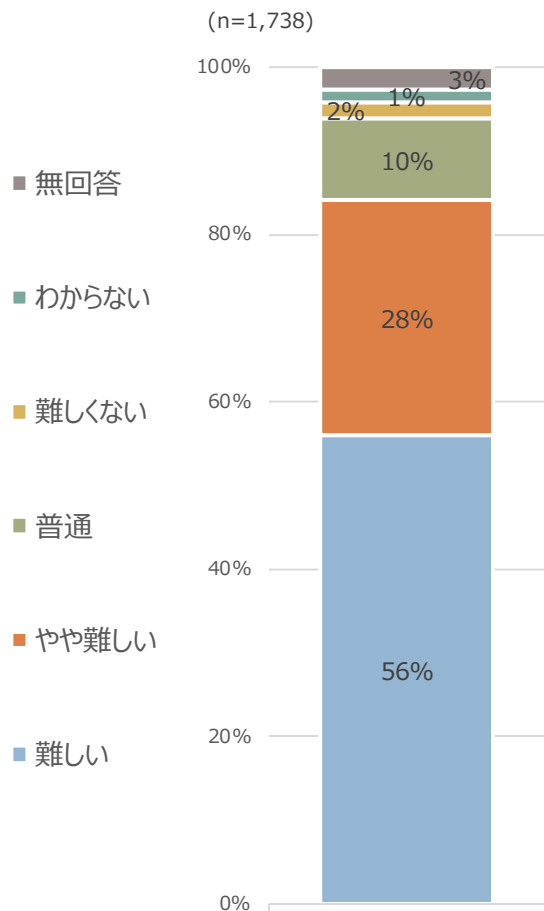
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

委嘱委員の推薦事務

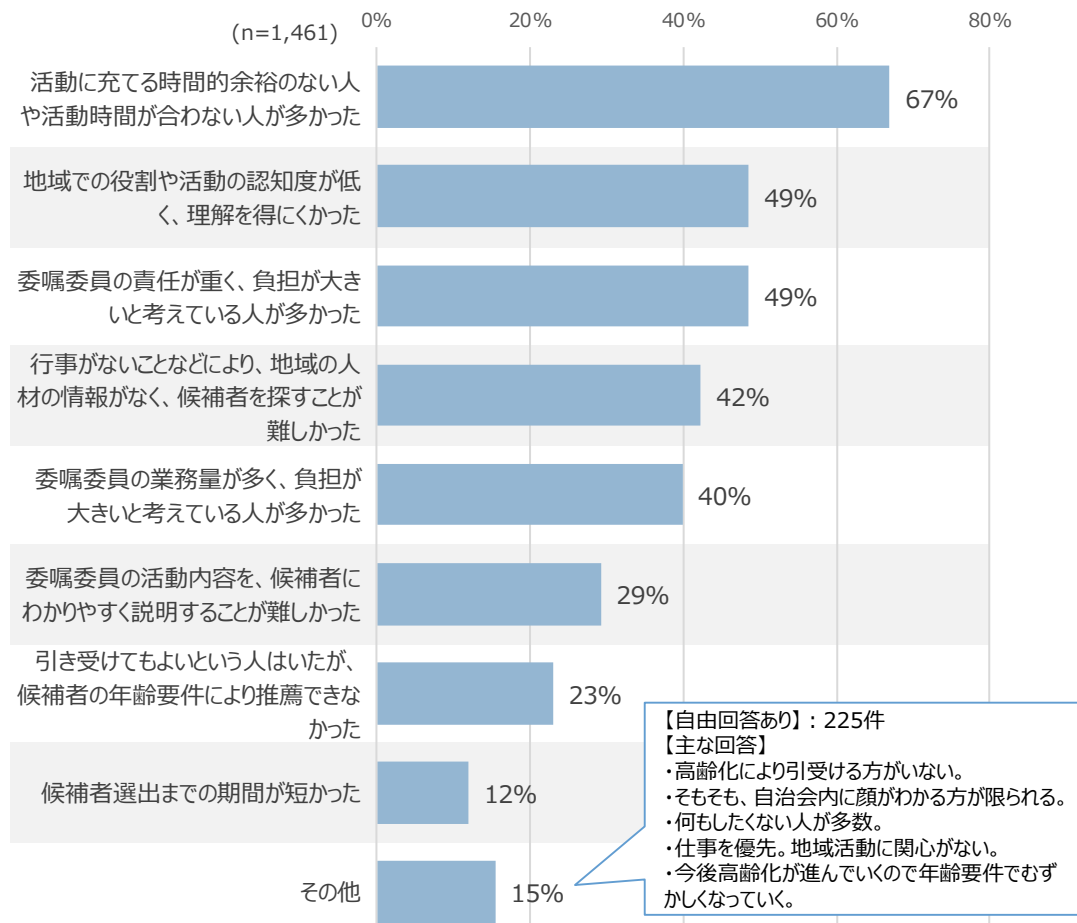
委嘱委員の候補者探し／委嘱委員候補者探しが難しい理由

- 委嘱委員の候補者探しについては、「難しい」が56%。「やや難しい」と合わせると84%を占める。
- 候補者探しが難しい理由としては「活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった」が67%で最も高く、「認知度が低く理解を得にくかった」、「負担が大きいと考えている人が多かった」が49%で続く。

Q5_1 委嘱委員の候補者探し



Q5_2 委嘱委員候補者探しが難しい理由（複数回答）



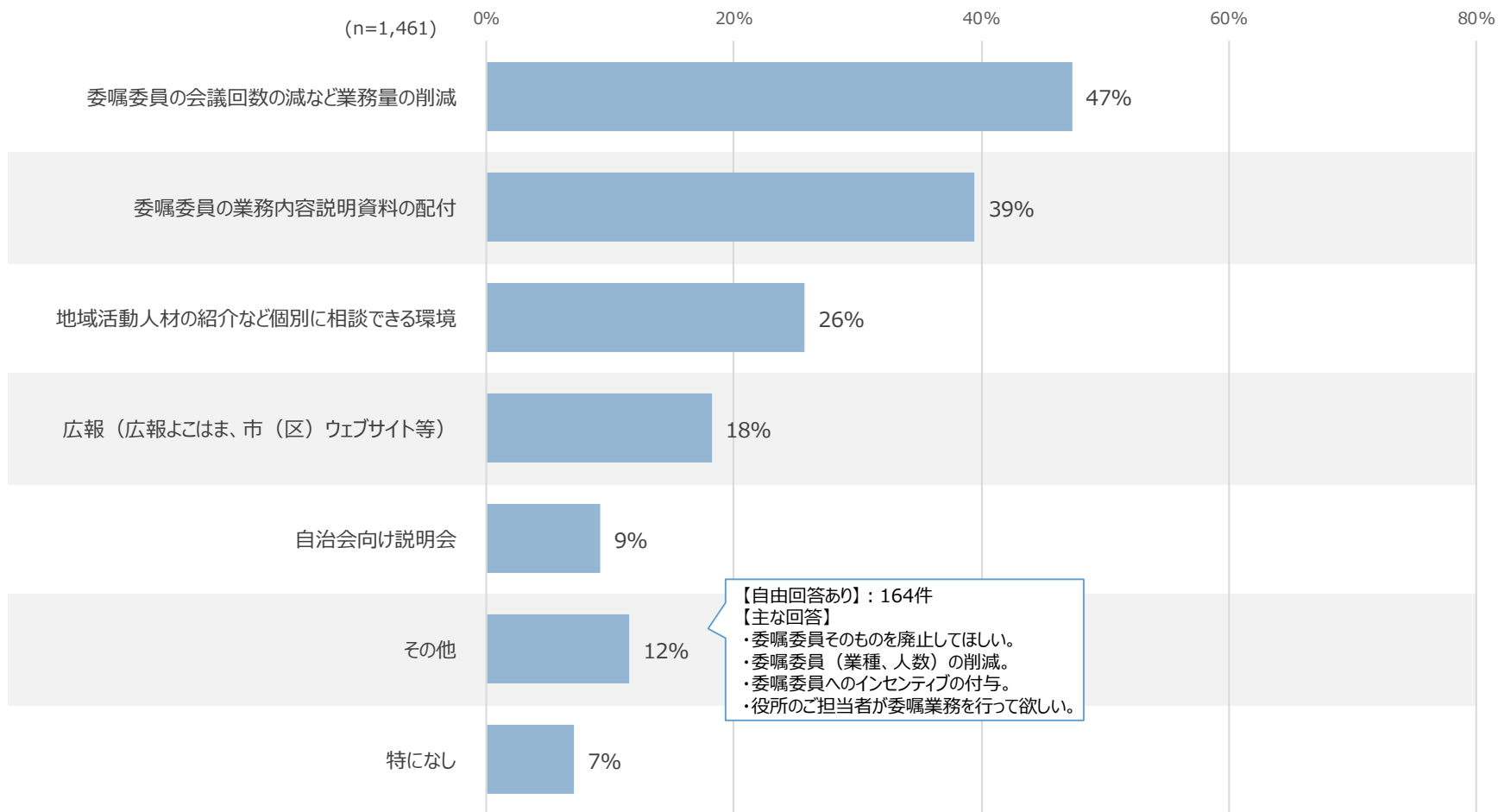
【自由回答あり】：225件
 【主な回答】
 ・高齢化により引受ける方がいない。
 ・そもそも、自治会内に顔がわかる方が限られる。
 ・何もしたくない人が多数。
 ・仕事を優先。地域活動に関心がない。
 ・今後高齢化が進んでいくので年齢要件でむずかしくなっていく。

Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

市に候補者推薦で期待する取組／委嘱委員の候補者探しについて

- 候補者探しが難しいと感じる人が候補者推薦で横浜市に期待する取組としては「会議回数減など業務量の削減」が最も高く、「業務内容説明資料の配付」が続く。

Q5_3 市に候補者推薦で期待する取組（複数回答）



Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点

- 委嘱委員の候補者探しの困難な点に関するご意見としては「高齢化の影響」に関するものと「活動内容の影響」に関するものが多く、“候補者になりてがない、現在なっている人に再度頼むより方法がない”、“年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない”などが挙げられる。

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述）

	(件)	(%)
高齢化の影響	457	46%
依頼先が少ない・候補者がいない	192	19%
高齢者が多い	190	19%
年齢要件が合わない	75	8%
活動内容の影響	432	44%
活動時間がない	192	19%
責任が重い・負担が大きい	106	11%
活動内容が分かりにくい	91	9%
活動費等の補助が不明	43	4%
住民の意識の影響	240	24%
委員の必要性が不明	108	11%
活動意欲が低い	95	10%
断られる	26	3%
メリットがない	11	1%
自治会の問題	134	13%
イベントや交流がない	76	8%
自治会加入世帯の減少	31	3%
世帯数が少ない	27	3%
その他	287	29%
自治会の状況についての説明・報告	65	7%
なり手のない委員がある	62	6%
行政への要望・疑問	41	4%
市や住民からの推薦や公募	25	3%
推薦までの日程が早い	12	1%
委嘱委員の種類が多い	10	1%
その他	34	3%
困難は感じていない	21	2%
特にない	17	2%
合計	993	100%

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述、抜粋）

- <依頼先が少ない・候補者がいない>
- 人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい。
 - 候補者になりてがない 現在なっている人に再度頼むより方法がない
 - 委嘱委員の候補者が少ないので、結果的に委嘱委員の継続になってしまう。特定の個人の負担が増える。
 - やりたがる人がいない。また、その委嘱委員にあてはまる人材がどうか分からない
 - 引き受ける人がいない。
- <活動時間がない>
- なるべく年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない。
 - 会社の退職時期が延びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い。
 - 平日に時間の取れる人材が少ない。
- <高齢者が多い>
- 高齢者が増え委員を出来る人が限られてきている。
 - 高齢化が進むなか候補者が少なくなっている。若い人は、無関心。
 - 高齢が多い自治会の為、総会にて立候補を募っても居なかった。
- <委員の必要性が不明>
- 各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることによる町内会へのメリットが見えない。
 - 委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない。
 - 委員の必要性や対応頻度の問い合わせに苦慮します。
- <責任が重い・負担が大きい>
- 推薦お願いしても役職への責任や生活環境から辞退されてしまう。
 - 環境事業推進委員：負担が大きい。消費生活推進員：業務量が多い。
 - 任期中に負担を感じる方が多かった。

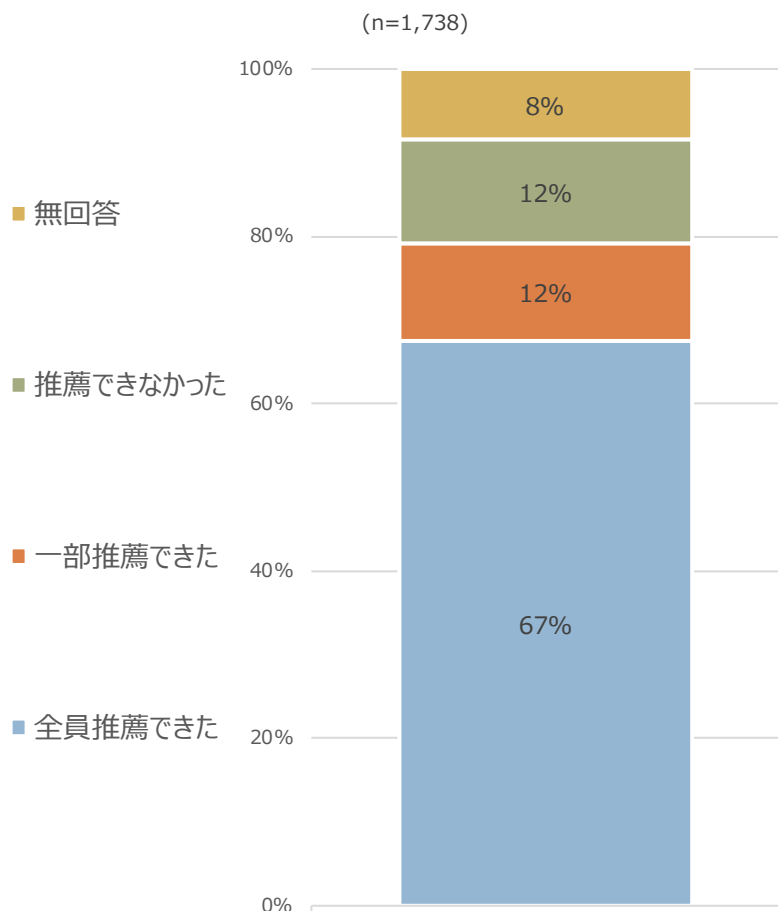
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務

民生委員の推薦状況／推薦を行うための工夫

- 民生委員の推薦状況については、全体の2/3が「全員推薦できた」と回答。「推薦できなかった」は12%となった。
- スムーズに推薦できた理由について自由記述の内容で多かったものは「再任」が42%で最も高く、「役員等からの紹介・協力」、「日頃のコミュニケーション」が16%で続いている。

Q6_1 民生委員の推薦状況



Q6_2_スムーズに推薦できた理由（自由記述）

	(件)	(%)
再任だった	426	42%
役員等からの紹介・協力	165	16%
日頃のコミュニケーション	159	16%
スムーズではなかった	87	9%
無理にお願い	57	6%
意識・意欲が高い	47	5%
会長・役員・家族等が引き受けた	35	3%
たまたま運が良かった	24	2%
人数が少なかった	20	2%
実績・資格等がある	16	2%
説得	15	1%
引き受けてもらうための条件を提示	14	1%
業務内容を理解	14	1%
候補者のリストアップ・情報収集	10	1%
立候補	10	1%
家族の協力	4	0%
当番制、抽選	4	0%
金銭的な支援	3	0%
特にない	19	2%
その他	37	4%
合計	1,003	100

【主な回答】

- 再任の為スムーズに推薦を行う事ができた。
- 前期からの継続を心良く引き受けてくれた。
- 前任者(退任者)が候補者を推薦してくれた。
- 役員会で候補者の推薦を上げてもらった。
- 日ごろから、適任と思われる方とコミュニケーションを取る努力が必要だと思います。
- 粘り強く何度もお願いしました。

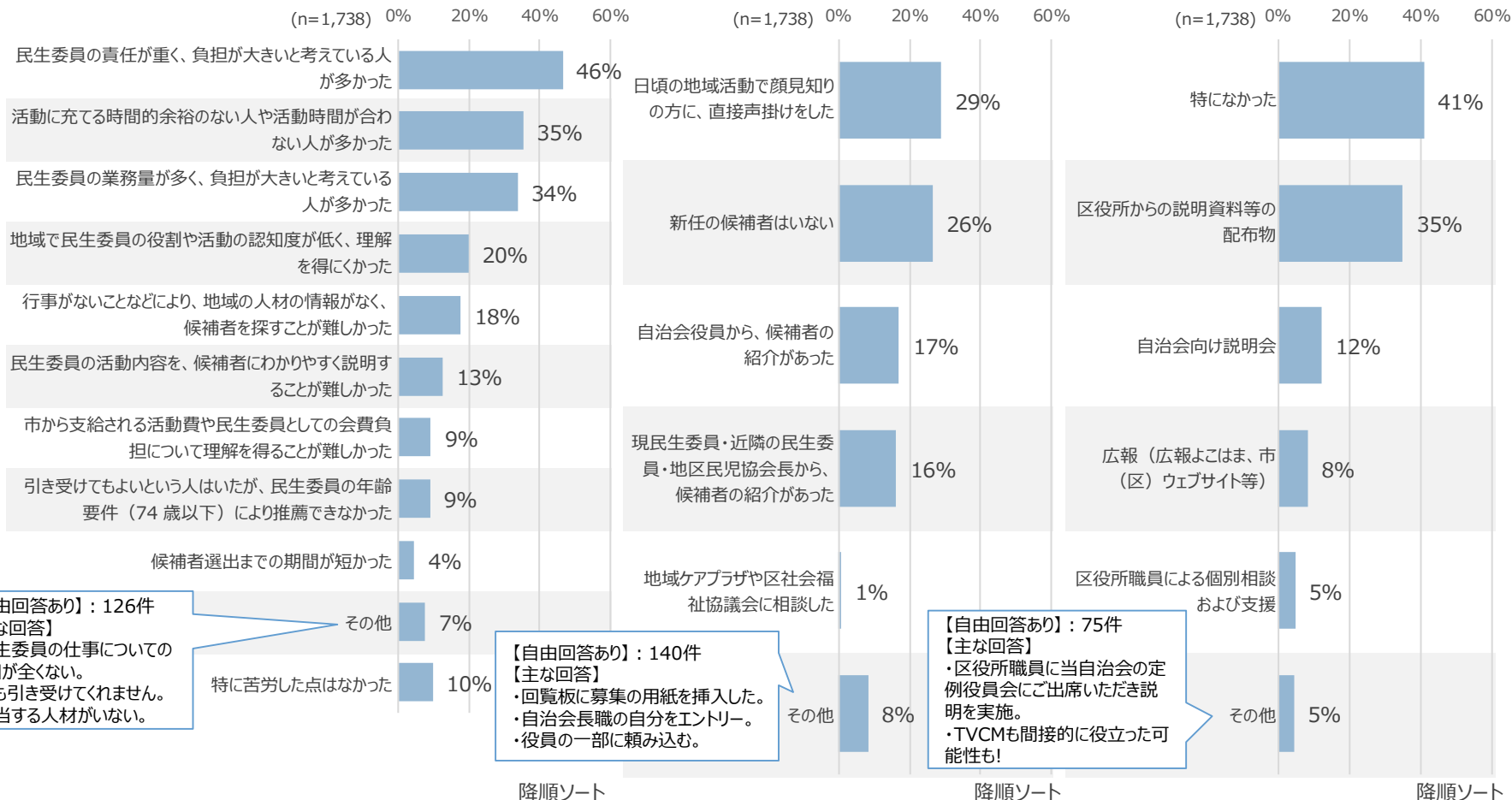
民生委員候補者確保の苦労した理由／新任民生委員候補者確保の方法

- 民生委員の候補者確保で苦労した点としては「責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった」が最も高い。
- 新任の候補者探しは「日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声かけ」が最も高い。
- 候補者推薦に役立った横浜市の支援としては「特になかった」が高いものの、支援の中では「区役所からの説明資料等の配布物」が最も高い。

Q6_3 民生委員候補者確保の苦労した理由（複数回答）

Q6_4 新任民生委員候補者確保の方法（複数回答）

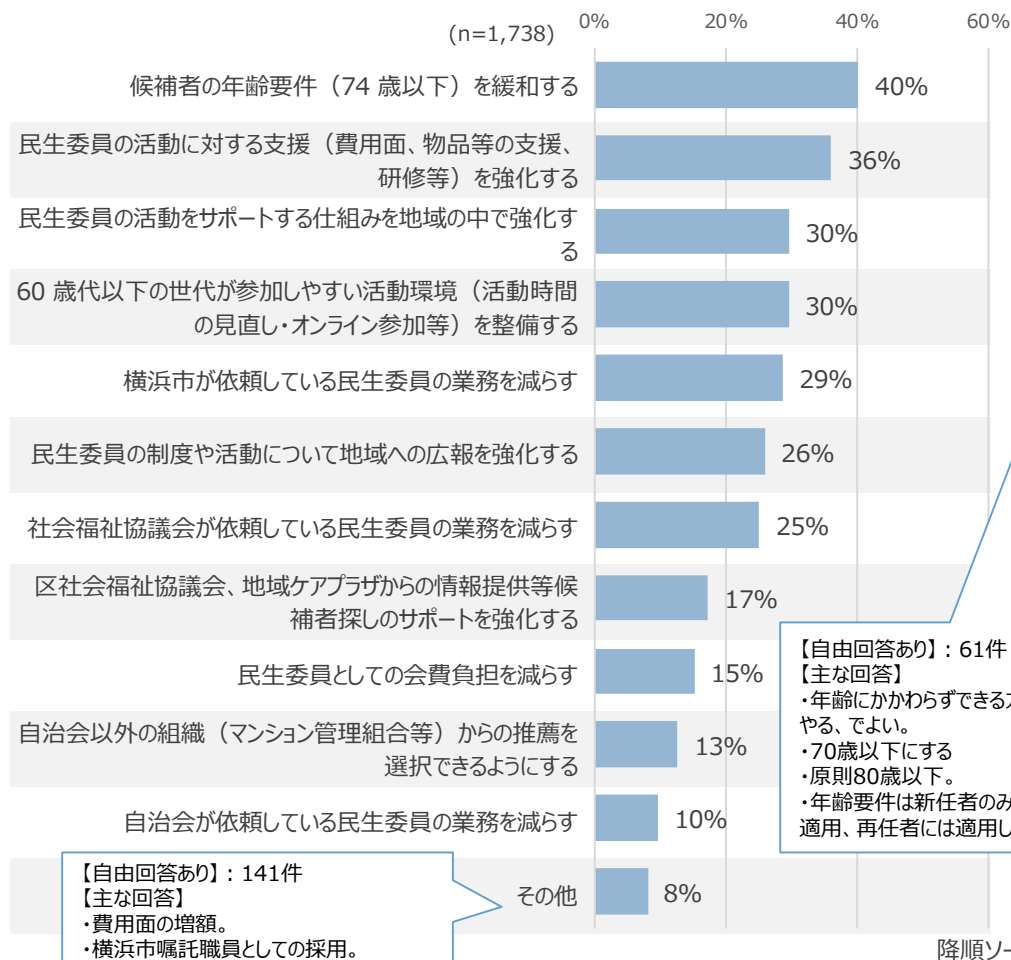
Q6_5 民生委員候補者推薦に役立った横浜市の支援（複数回答）



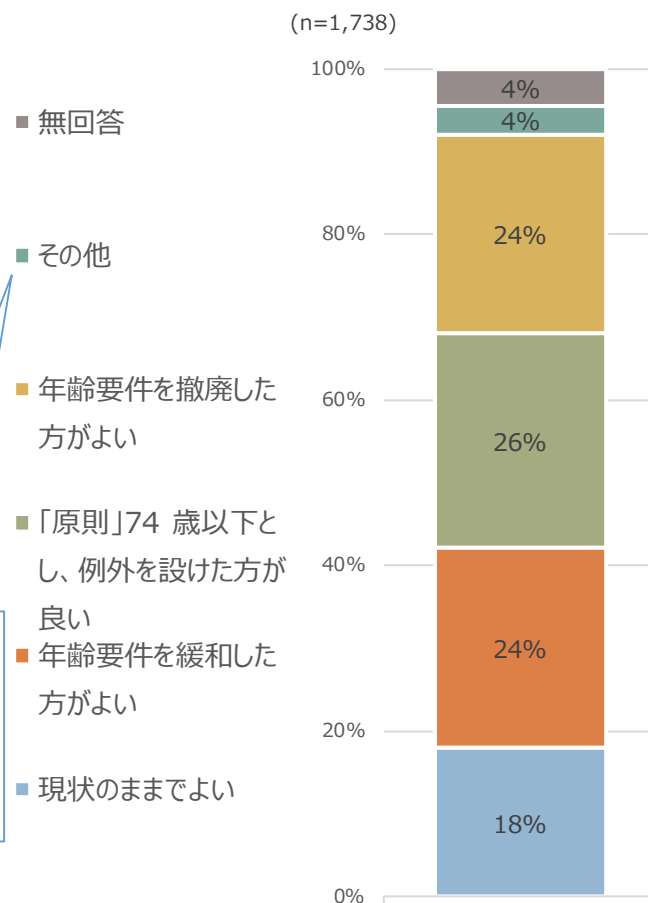
候補者確保に有効な取組／候補者の年齢要件

- 候補者の確保に有効な取組としては「年齢要件の緩和」が最も高く、「活動に対する支援を強化」が続く。
- 候補者の年齢要件については、「緩和した方がよい」、「原則74歳以下とし、例外を設けた方がよい」、「撤廃した方がよい」がそれぞれ25%前後となっており、変更の検討が望まれている。

Q7_1 候補者確保に有効な取組（複数回答）



Q7_2 候補者の年齢要件



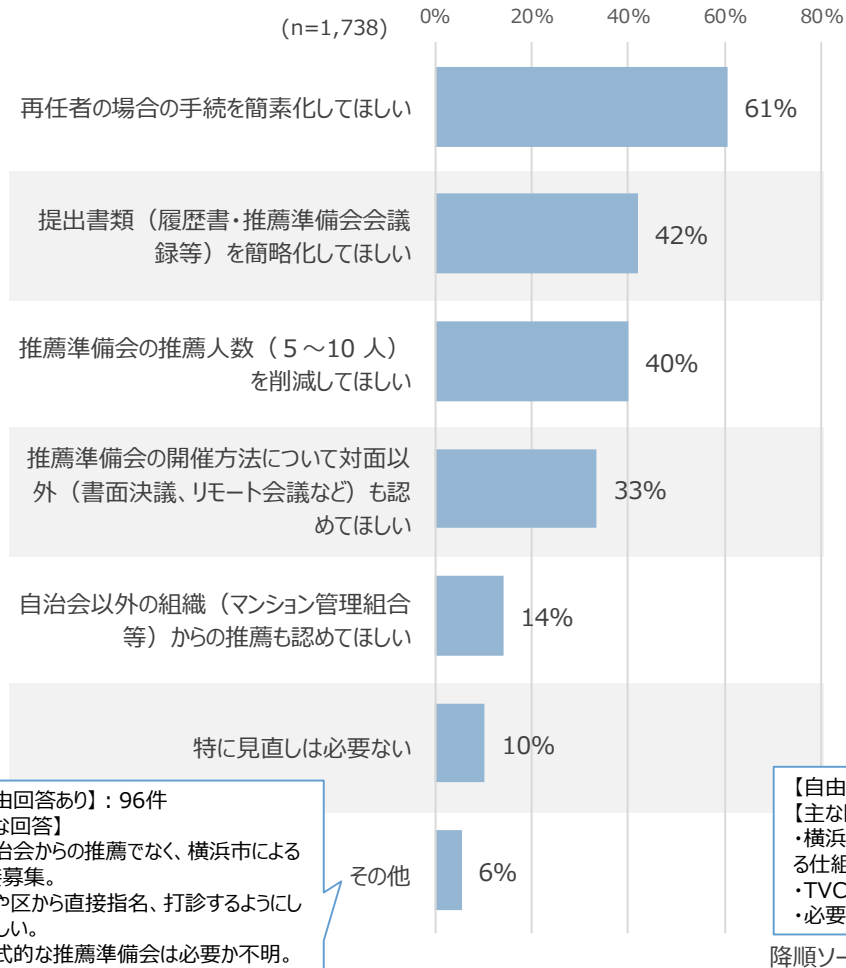
【自由回答あり】：61件
【主な回答】
・年齢にかかわらずできる方がやる、でよい。
・70歳以下にする
・原則80歳以下。
・年齢要件は新任者のみに適用、再任者には適用しない。

降順ソート

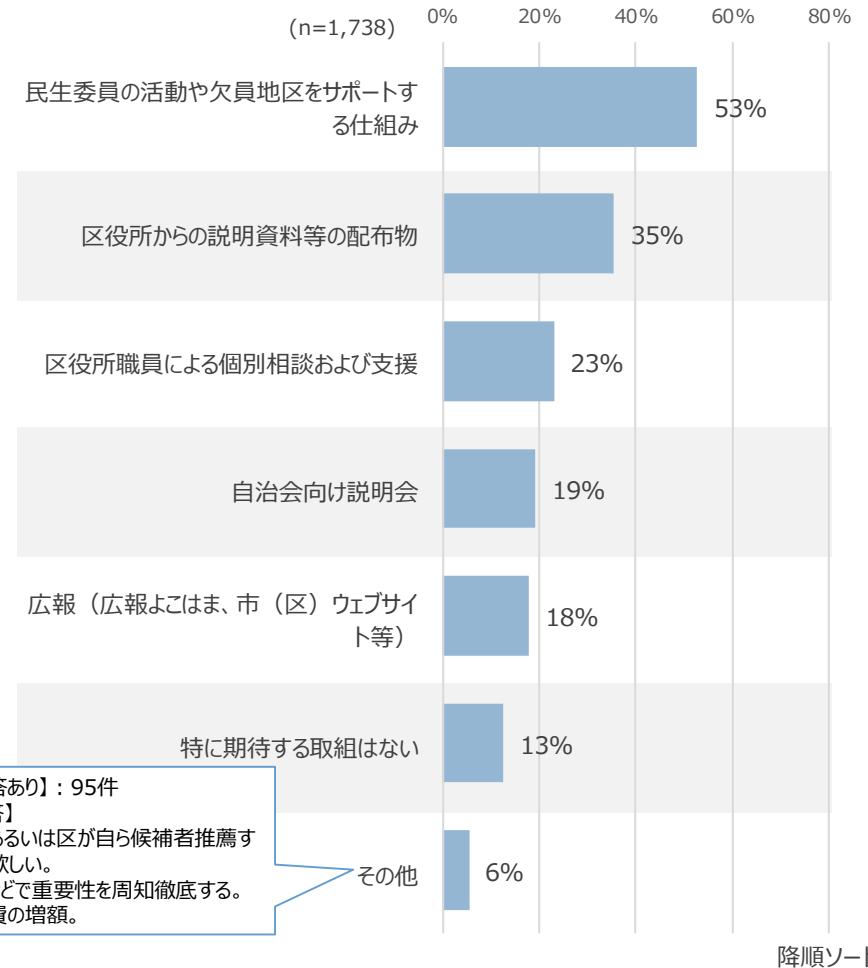
推薦手続で改善してほしい点／候補者推薦で市に期待する取組

- 推薦手続で改善してほしい点としては「再任者の手続を簡素化」が最も高く、6割を超える。
- 候補者推薦における横浜市に期待する取組としては「民生委員の活動や欠員地区をサポートする仕組み」が53%で最も高い。

Q7_3 推薦手続で改善してほしい点（複数回答）



Q7_4 候補者推薦で市に期待する取組（複数回答）



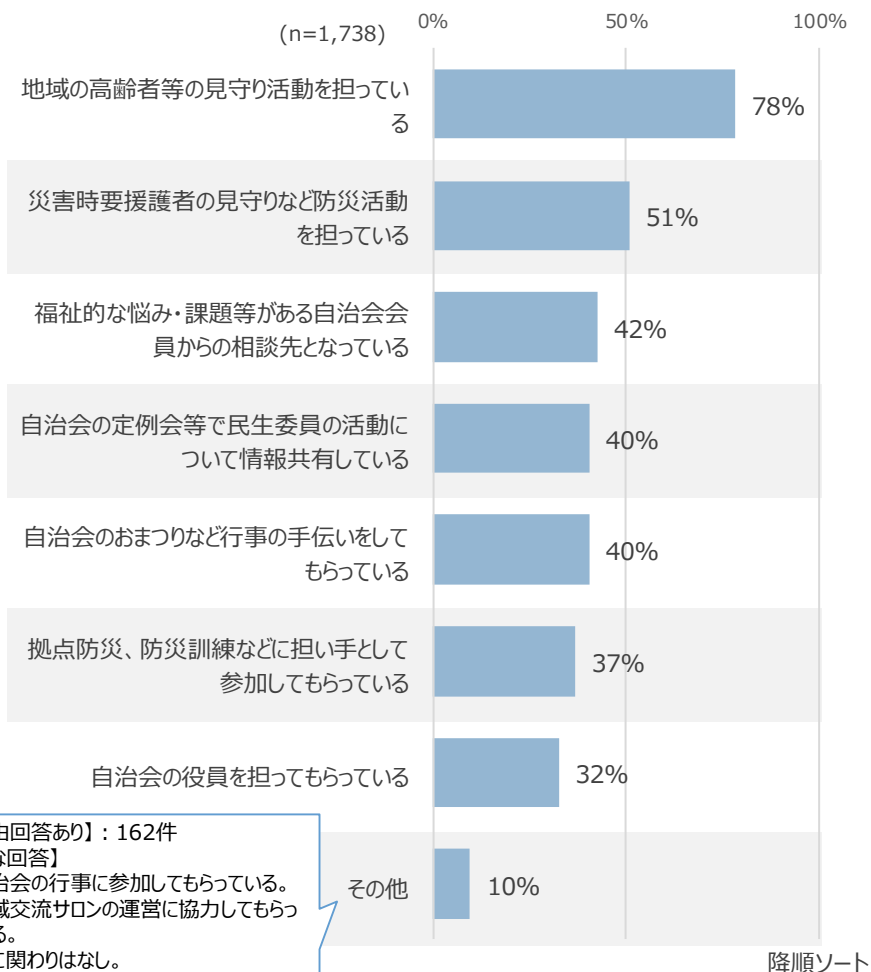
降順ソート

降順ソート

自治会と民生委員の関わり／民生委員の活動をサポートする取り組み

- 自治会と民生委員の関わりについては、「地域の高齢者等の見守り活動」が78%で最も高く、「災害時要援護者の見守りなど防災活動」が51%で次に高い。
- サポートのための自治会の取組について自由記述の内容で多かったものは「自治会と民生委員との情報交換・共有化」が3割以上を占め、最も高い。

Q8_1 自治会と民生委員の関わり（複数回答）



Q8_2_サポートのために自治会が実施している取組（自由記述）

	(件)	(%)
情報交換・共有化	219	31%
高齢者等の見守り	92	13%
活動費等の支給	91	13%
相互協力・連携体制の強化	67	9%
福祉関連行事の実施・サポート	44	6%
要援護者支援の関連業務	35	5%
コミュニケーションの推進	25	4%
イベントへの参加	17	2%
相談事への対応	16	2%
設備の共用	12	2%
資料等の配布	7	1%
高齢者等への取次	5	1%
高齢者等との昼食会等の実施	4	1%
防災訓練	4	1%
賛助会員の拡大	1	0%
民生委員の必要性が不明	1	0%
その他	56	8%
特になし、わからない	112	16%
合計	711	100

【主な回答】

- 情報を共有するために福祉会を隔月開催している。そこで得たことを「自治会だより」にて会員へ知らせている。
- 定期的に活動状況等の報告を受け情報を共有している。
- 高齢等の見守り活動を町会役員と民生委員が共に行っている。
- 年2回程度要援護者の見守りを一緒にやっている。
- 自治会から若干の委員手当を支給している。

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

民生委員・児童委員全般について(自由記述)

- 民生委員、児童委員に関するご意見としては、制度に関するものが全体の45%を占め最も高く、委員の活動に関するものが40%で次に高い。制度については、推薦等の制度そのものの見直しの要望が多く、民生委員の推薦業務の負担の大きさがうかがえる。

Q9_民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について

	(件)	(%)
制度について	293	45%
推薦等の制度の見直し	99	15%
人材不足	58	9%
年齢制限等の見直し	54	8%
個人情報の制約が大きい	32	5%
委員の必要性が不明	23	4%
人数配置の見直し	13	2%
手続等の簡略化	7	1%
制度の拡充	7	1%
委員の活動について	260	40%
活動の負担や責任が大きい	90	14%
活動内容がわからない	71	11%
活動費の支給・増額、会費の軽減	70	11%
情報の共有化	17	3%
適性が不明	11	2%
自治会との関わりが不明	1	0%
行政への要望	76	12%
行政サイドの人材等の活用	41	6%
行政のサポートが欲しい	19	3%
行政自身が業務として担当	16	2%

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

	(件)	(%)
その他	167	26%
自治会との協力体制の構築・見直し	23	4%
公募の活用	10	2%
本アンケートに関する要望・不満	8	1%
民間の活用	6	1%
特になし、現状でOK	48	7%
その他	72	11%
合計	647	100

【主な回答】

- ・ 制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない。
- ・ 制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考えている。
- ・ 活動範囲、量が、多すぎる。
- ・ 民生委員の時間的負担は多いと聞く。その様な委員の選出はほとんど困難になると思う。
- ・ 個人情報があるのでと言う言葉を楯にして、情報共有をしない方もいる。(活動が不透明)
- ・ 活動がよくわからない為、人選がなかなか難しい。
- ・ 見合った手当を出すべき。ボランティアとは違うのでは。



CreativeLink

株式会社クリエイティブ・リンク

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 1850-12
<http://www.cre-link.jp>

青少年指導員の年齢要件の見直し等について

【趣旨】

青少年指導員の委嘱年齢要件の上限を見直し、原則として、新任 70 歳未満、再任 75 歳未満としました。

地域で青少年指導員を担う人材の拡大につながることを期待しています。

1 年齢要件の見直しについて

(1) 見直しの理由

ア 年齢要件を超過した青少年指導員の増加

現行では、推薦時の年齢要件は、新任で 65 歳未満、再任で 70 歳未満となっておりますが、いずれも「原則」としているため、適任者が見つからない等の理由により、新任、再任とも年齢要件を超える指導員が多数活動しており、実態に合わない状況となっております。

イ 社会情勢の変化による担い手不足

共働き世帯の増加や定年年齢の引き上げ等の社会情勢の変化によって、今後ますます青少年指導員の担い手を確保することが困難となることが予想されます。

以上のことから、市青少年指導員連絡協議会とも協議のうえ、年齢要件の上限を見直し 5 歳引き上げることになりました。

(2) 見直しの内容

【現行】 原則として 新任 65 歳未満、再任 70 歳未満

↓

【見直し後】 原則として 新任 70 歳未満、再任 75 歳未満

(3) 実施時期

令和 5 年 7 月から

2 今後の取組について

年齢要件の見直しとあわせて、青少年指導員の担い手の確保を進めるため、活動の概要説明資料（ちらし）や広報よこはま等において指導員活動の周知に取り組みます。

3 今後のスケジュール（予定）

7 月 区連会で御説明（年齢要件の見直しについて）

11 月 市町内会連合会定例会（第 29 期推薦事務に関するお願い）

・推薦関係書類、活動概要説明資料配布

2 月 推薦書提出

担当 こども青少年局青少年育成課 小松、高尾

電話 671-2324

2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の 「略称ロゴ」を活用した機運醸成について

2027年国際園芸博覧会の意義や理念を一言で表現し、開催をPRするために、より多くの皆様に広く使用いただけるツールとして、正式略称『GREEN×EXPO 2027』をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。

地域の皆様におかれてもぜひご活用いただき、横浜市一丸となったPR・機運醸成にご協力をお願いします。

1 正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想いと「略称ロゴ」

正式略称は、「自然」、「環境にやさしい」という意味を持つ「GREEN」と、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」を掛け合わせることで、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しています。

博覧会の意義や理念を一言で表現し、青い地球のイメージを共有していくためのツールとして、正式略称をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。



略称ロゴ

2 「略称ロゴ」の使用方法

「略称ロゴ」は、ガイドラインに基づき申請いただき、承認を得ていただければ、どなたでも幅広く使用いただけます。

地域における広報やイベント等で活用いただき、『GREEN×EXPO 2027』のPRにご協力をお願いします。

【申請方法】

ウェブサイトから、使用に関するガイドライン、使用取扱要領をご確認のうえ、使用開始希望日の原則3週間前までに、申請書および添付書類を申請先までご提出ください。承認ののち、略称ロゴを使用いただけます。

《横浜市「略称ロゴ」ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/storikumi/engeihaku/ryakusyourogo.html>

【申請先】

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課



電子メール：tb-engei-intl@city.yokohama.jp

郵 送：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 29 階

問合せ先：Tel 671-4627



3 略称ロゴと公式ロゴマーク（参考）

	略称ロゴ	公式ロゴマーク
ロゴ／ ロゴマーク	 <p>万博の意義や理念を一言で表現し、広く共有するためのもの</p>	 <p>公式ロゴマークとして、公募により選出し、BIE・AIPH（※1）の承認を得たもの</p>
ロゴ／ ロゴマークの 使用可能者	原則として使用者に制限なし	国、国際機関、地方公共団体、2027年国際園芸博覧会協会の承認を受けた団体
使用ルール (使用可能者や 使用条件等を 定めるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ガイドライン ・使用取扱要領 	(策定中（※2）)

（※1） BIE・・・博覧会国際事務局 AIPH・・・国際園芸家協会

（※2） 公式ロゴマークについては、2027年国際園芸博覧会協会が利用者や利用条件等のルールを策定中であり、自由な使用はできません。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 西野、秋葉
 連絡先：Tel 671-4627
 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

区連会 7月定例会説明資料
令和5年7月18日
健康福祉局医療援助課

小児医療費助成制度のポスター掲出について(依頼)

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、中学3年生までのすべてのお子様さまに安心して医療機関を受診していただけるよう、小児医療費助成制度について、令和5年8月から、所得制限や一部負担金をなくし、医療費を無料にします。

つきましては、地域の皆様に広く制度を知っていただくため、各自治会・町内会の掲示板へのポスターの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

【担当】

健康福祉局生活福祉部医療援助課

菊池・加藤

電話：671-4115

FAX：664-0403

E-mail：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

8月から

横浜市は
中学生までの
医療費を
無料
にします

詳しくはこちら



新たに対象者となる方は申請が必要です。

令和5年5月下旬に、**個別にご案内をお送りしています。**[※]

※令和5年5月2日時点で横浜市民の方。

まだ申請がお済でない方は、お早めに申請をお願いします。

お問い合わせ

横浜市小児医療証発行事務処理センター
(平日午前9時から午後5時まで)

TEL : 323-9407 FAX : 323-9406
※事務処理センターの受付は、9月29日(金)まで

区連会 資料 3-1

区連会 7月説明資料
令和5年7月18日
都市整備局上瀬谷整備推進課

自治会町内会長 各位

都市整備局 上瀬谷整備推進課長

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース第2号」の発行について(掲出依頼)

日頃から市政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「旧上瀬谷通信施設地区」は、その一部が GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)の会場となるほか、その後のまちづくりを進めるために、令和5年秋以降、地区内のインフラ整備や、円滑なアクセスを実現するための交通基盤整備が本格化します。また、工事期間中に避難可能な広域避難場所の位置が時期によって変わります。

このことについて、広く区民の皆様にお知らせするため、「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース第2号」を発行いたしました。

つきましては、大変お手数ですが、貴自治会町内会の皆様にお知らせするために、掲示板での掲示についてご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 依頼事項

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース 第2号」の掲示板への掲示

2 送付資料

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース 第2号」A3 二つ折り

※裏表の2面あるため、掲示板の数×2部を送付いたします。

A3のため、掲示場所が足りない場合は、2、3面の掲示をお願いします。

3 参考

市ウェブサイトでの確認方法

「横浜市 旧上瀬谷通信施設地区 まちづくりニュース」で検索

※ 第1号もご覧いただけます。



<担当>

都市整備局 上瀬谷整備推進課 村木、永田

TEL:045-671-2061、FAX:045-550-4098

E-mail:tb-kamiseyasuishin@city.yokohama.lg.jp

広域避難場所について

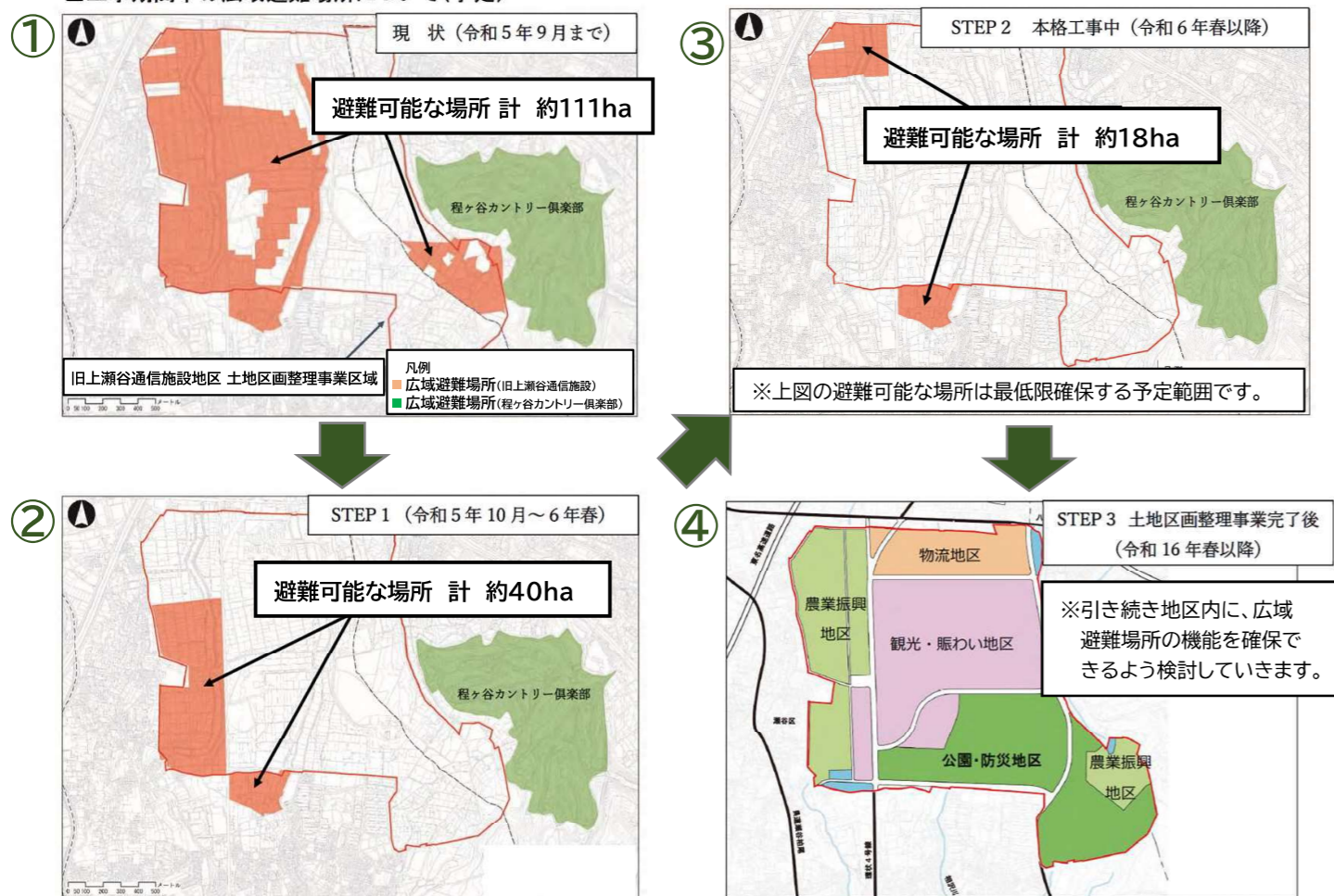
【広域避難場所とは？】

大地震により発生した火災が多発し延焼拡大した場合、その放射熱や煙から市民の生命・身体を守るために一時的に避難する場所です。



工事期間中は、時期によって避難可能な場所や広さが変わりますが、この広域避難場所を利用すると想定している人数に対しては、十分な広さを確保します。避難可能な場所については、今後、横浜市ウェブサイトや現地に掲示するなどして、お知らせしていきます。

■工事期間中の広域避難場所について(予定)



避難可能な場所の位置や期間は、今後の検討により変更する可能性があります。

海軍道路の桜を次世代につなげるための接ぎ木が成長しています

海軍道路の桜は、年々老木化が進んでいます。桜を次世代につなげるために、令和4年10月に策定した、「新たな桜の名所づくりに向けた基本計画」をもとに、令和5年2月に、横浜市立上瀬谷小学校の5年生の児童と接ぎ木のイベントを行いました。接ぎ木は、その後、上瀬谷小学校で大切に育てられ、新芽の成長も見受けられます。この取組を通じて、桜の記憶を継承していきます。



令和5年2月時点



令和5年5月時点

■お問い合わせ先 横浜市都市整備局上瀬谷整備推進課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-2061 FAX:045-550-4098
E-mail:tb-kamiseyasuishin@city.yokohama.lg.jp

旧上瀬谷通信施設地区 まちづくりニュース



旧上瀬谷通信施設地区について



Q:どんな場所?

A:相鉄線「瀬谷駅」から約2km北に位置し、平成27年6月に返還された米軍施設の跡地で、約248.5ヘクタールの広大な土地※です。

※ 横浜スタジアム約70個分(球場面積:3.51ヘクタール)

Q:どのように使われるの?

A:令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「公園・防災地区」の4つの地区に分けて土地利用を行います。令和9年3月には、「公園・防災地区」の全域及び「観光・賑わい地区」の一部において、旧上瀬谷通信施設地区(以下、「地区」と表記します。)のまちづくりの契機となる「GREEN×EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会)が開催されます。

「GREEN×EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会)

<開催期間>
2027年3月19日～9月26日

Q:GREEN×EXPO 2027とは?

盛り上げていきましょう!



(公社)2027年国際園芸博覧会協会提供

A:国内で7回目、1都3県では初の万博です。

会場ではまず、圧倒的な花と緑で来場者をお迎えします。そして、地球環境の基盤である自然、植物への理解を深め、私たち人間もその一部として共に暮らしていく社会を目指し、「自然・人・社会が共に持続するための最適解」を示していく、そしてグリーンイノベーションによる 今と 全く違う新しい未来の姿を、横浜から世界に発信します。



令和5年度は、「機運醸成元年」

Q:どれくらいの人がかかるの?

A:博覧会開催期間中の有料来場者を1,000万人以上※と想定して、準備を進めています。

会場までは、公共交通機関、団体バス、自家用車、徒歩など様々な手段での来場を想定しています。
※1,000万人以上は有料来場者数の想定。ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む「参加者数」は約1,500万人を想定しています。

<交通機関別分担率の想定(全開催期間平均)>



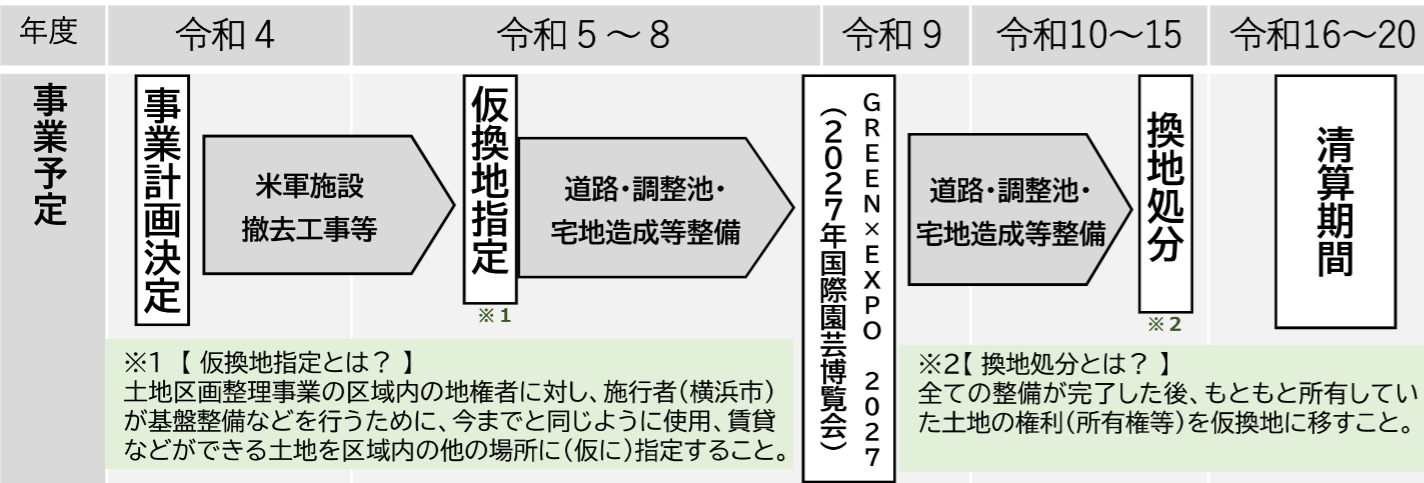
<自家用車の混雑緩和策について>

周辺の混雑緩和のため、会場隣接の駐車場に必要台数を確保するとともに、来場者へ公共交通機関の利用を促進します。また、開催期間中、来場者の集中が想定される多客日等においては、会場外にも駐車場を設け、そこからのシャトルバス輸送も検討しています。

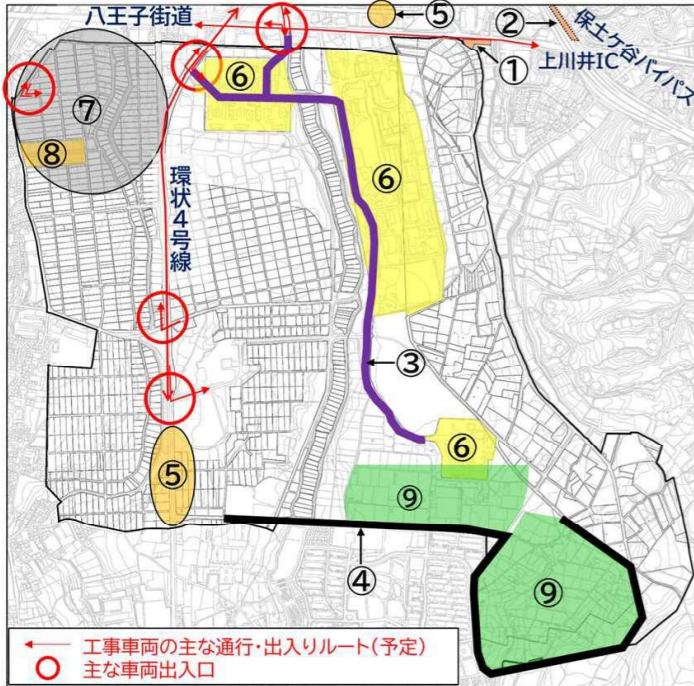
「GREEN×EXPO 2027」の開催や、その後の新たなまちづくりに向け、地区内のインフラ整備や、円滑なアクセスを実現するための交通基盤整備が本格化します。次のページでは、令和5年度の工事概要や、特に関心が寄せられている交通基盤整備の概要をお知らせします。

土地区画整理事業としての基盤整備全体スケジュール

現在、地区内では本格整備に先行して、既存米軍施設の撤去工事を行っています。また、将来的な土地利用を見据えて、仮換地指定※1のための設計を行っています。仮換地指定後は、「GREEN×EXPO 2027」の開催及びその後の新たなまちづくりに向けて、道路や調整池等のインフラ整備を進めます。「GREEN×EXPO 2027」開催後も整備を進め、令和15年度までに全ての整備を完了させる予定です。



令和5年度 主な工事の実施場所と内容(予定)



- ① 大型ブロックを積み上げたり、土を盛ることで、八王子街道の道幅を広げる工事 (右ページ 対応1-1)
- ② 保土ヶ谷バイパス上川井IC出口(横浜方面)の拡幅工事 (右ページ 対応1-2)
- ③ 工事車両のための仮設道路を作る工事
- ④ 工事区域を仕切るために、高さ約3mの鋼製の仮囲いを設置する工事
- ⑤ 地区内に水道を供給するための工事

※上記の他に地区内では、地質調査や埋蔵文化財調査、磁気探査調査、⑥米軍施設撤去工事が行われているほか、令和5年秋以降、⑦代替農地の整備、⑧ウド室の撤去工事、⑨【公園整備事業】排水等のインフラ整備や、樹木移植・植栽等の工事など、本格整備を開始します。

工事にあたってのお願い

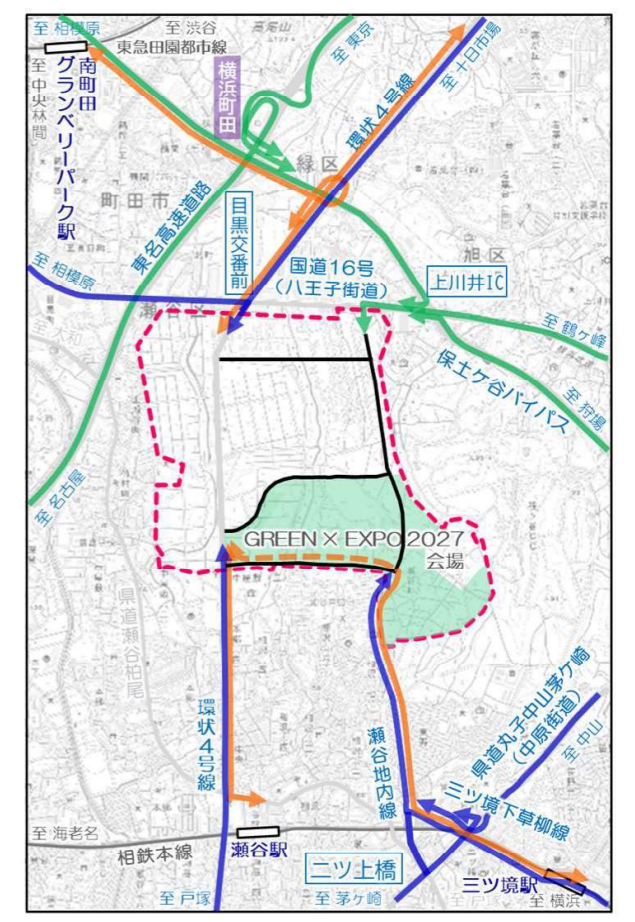
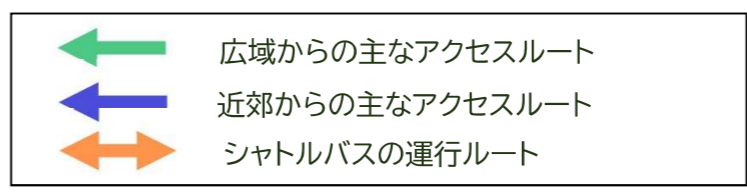
- ◆ 工事時間帯: 月～土の午前8時から午後5時まで(予定)
 - ◆ 工事車両が出入りするなど、周辺の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。
- (夜間工事を行う場合は、工事箇所の周辺の方々に事前にお知らせします。)



「GREEN×EXPO 2027」の開催と将来のまちづくりに向けた交通基盤整備

Q: 自家用車や団体バス、シャトルバスなどは、どんなルートで会場にアクセスするの？

A: 右図で示すとおり、近接する様々な幹線道路を利用した南北からのアクセスが見込まれます。



Q: 渋滞しないか心配… 交通基盤整備はどこをどのように行うの？

A: 下記に示すとおり、利用が想定される様々な道路の拡幅や改良等を行い、「GREEN×EXPO 2027」開催時やその後の新たなまちづくりに向け、円滑な交通の確保を図ります。

(以下は、交通基盤整備の主な取組)

◆ 東名高速道路や保土ヶ谷バイパスを利用してアクセスする車両への対応

対応1-1 八王子街道を拡幅します。(2車線→4車線)

対応1-2 上川井IC出口(横浜方面)を拡幅します。

◆ 環状4号線や八王子街道(相模原方面)を利用してアクセスする車両への対応

対応2 環状4号線を拡幅します。(2車線→4車線)

※ 点線部分は、幅員25m(4車線)

◆ 地区内を移動または地区内を通過する車両への対応

対応3-1 地区内に道路を新設します。

対応3-2 地区内に道路を新設します。

◆ 三ツ境駅方面や中原街道からアクセスする車両への対応

対応4 瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線を新設します。

鶴ヶ峰連立News

「相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業」は、鶴ヶ峰駅付近を中心に西谷駅から二俣川駅間において、鉄道地下化することにより10箇所の踏切を除却し、交通渋滞の解消、歩行者の安全性の向上、災害時における緊急活動の迅速化、鉄道に分断された地域の一体化等を図る事業です。

令和4年6月に都市計画事業として認可され、同年11月に着工式を、本年3月には工事説明会を開催し、現在、横浜市と相模鉄道株式会社が事業を進めています。

鶴ヶ峰駅バスターミナルのレイアウトが変更になります

鶴ヶ峰駅部の工事では、日常的に交通渋滞が発生している水道道の更なる渋滞悪化を避けるため、工事車両は原則、国道16号とバスターミナルを経由し、駅北口にある作業ヤードまで通行します。

それに伴い、現在バスターミナル付近で工事を進めており、秋頃より順次レイアウトを変更します。

皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、誘導員を配置し、安全第一で工事を進めますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。



平面図（レイアウト変更後）



工事車両の走行は基本的に日中を予定しています。（一部夜間に走行する場合があります。）

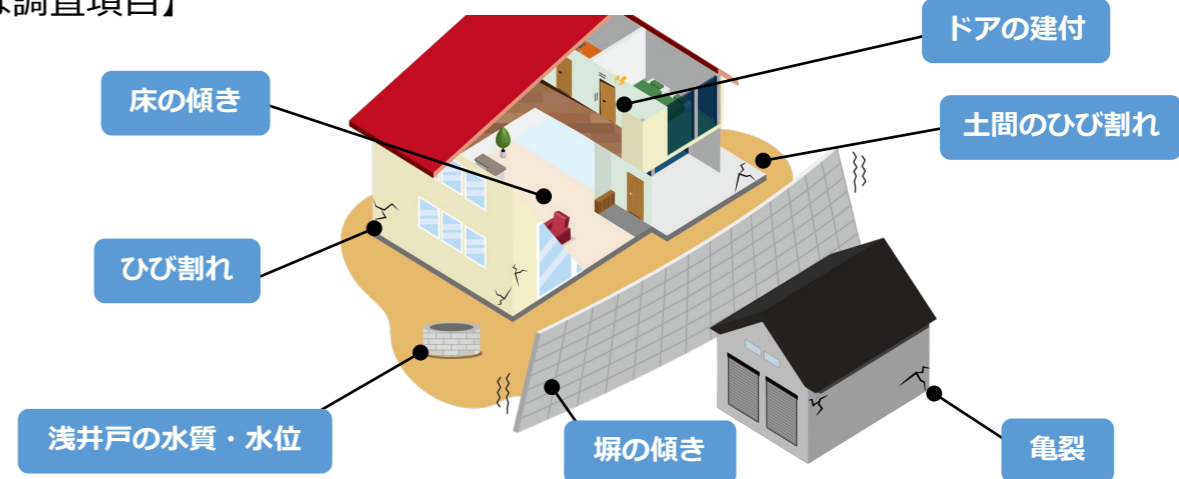
現在の歩行者通路は工事車両通路になるため、駅方面に通じる歩行者専用通路を新たに設置します。ルートなどの詳細は、別途お知らせします。

・レイアウトについては、変更となる場合があります。
・今後詳細が決まりましたら、バス停などに掲示します。

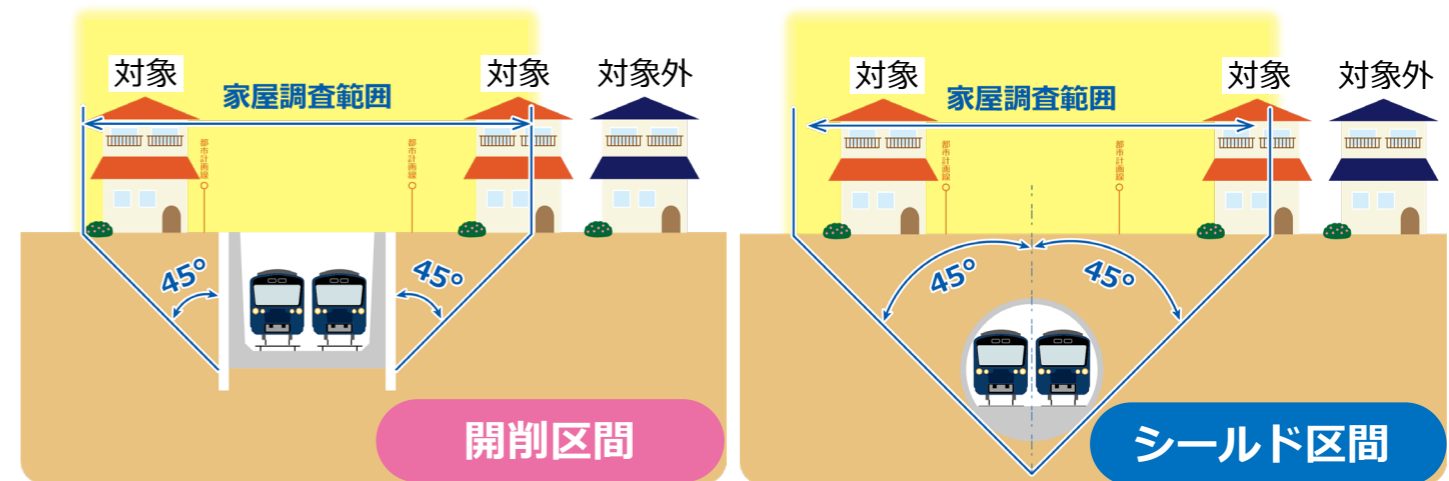
工事により、万が一建物等に被害が発生した場合に損失を適正に補償するため、工事の前後に建物等の状況を調査します。家屋調査の対象範囲は、掘削箇所から45度の範囲を原則として設定しており、対象の方には既に個別にご案内し、順次事前調査を進めています。

より詳細な調査範囲や調査時期など家屋調査に関するお問い合わせは、相模鉄道までご連絡をお願いします。

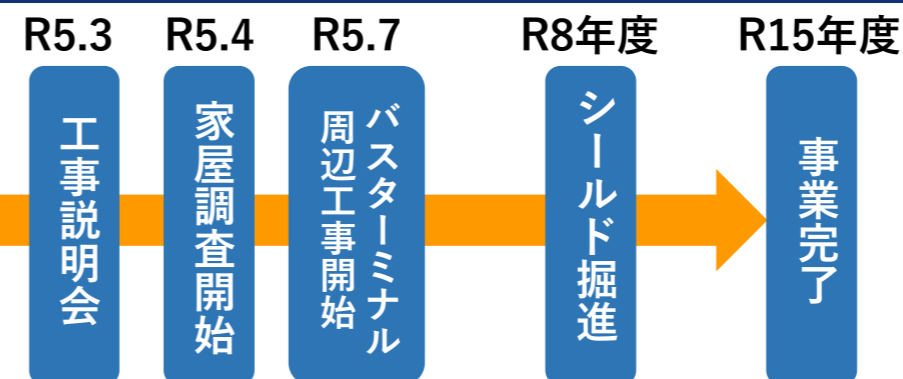
【主な調査項目】



【調査範囲】



事業スケジュール（予定）



鶴ヶ峰は、連立事業と北口のまちづくりによって、まちの発展性が高く評価され「本当に住みやすい街」10位にランクインしました！

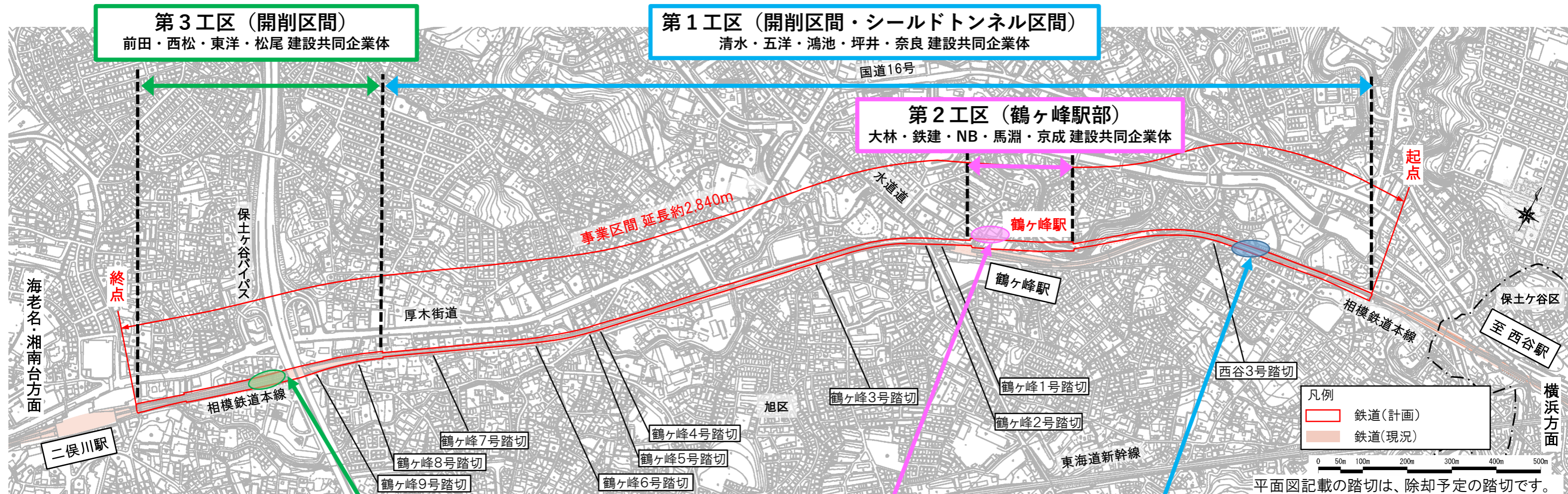
お問い合わせ

【事業に関すること】横浜市 道路局 建設部 建設課（鉄道交差調整担当）
TEL：045-671-2792 / FAX：045-663-8993 / E-mail：do-tetsudou@city.yokohama.jp
【工事に関すること】相模鉄道株式会社 施設部 建設課
TEL：045-335-6739 / FAX：045-335-6735 / URL：<https://www.sotetsu.co.jp/support/>

鶴ヶ峰連立 検索



各工区の工事進捗状況



第3工区
【本村跨線橋を撤去しています】

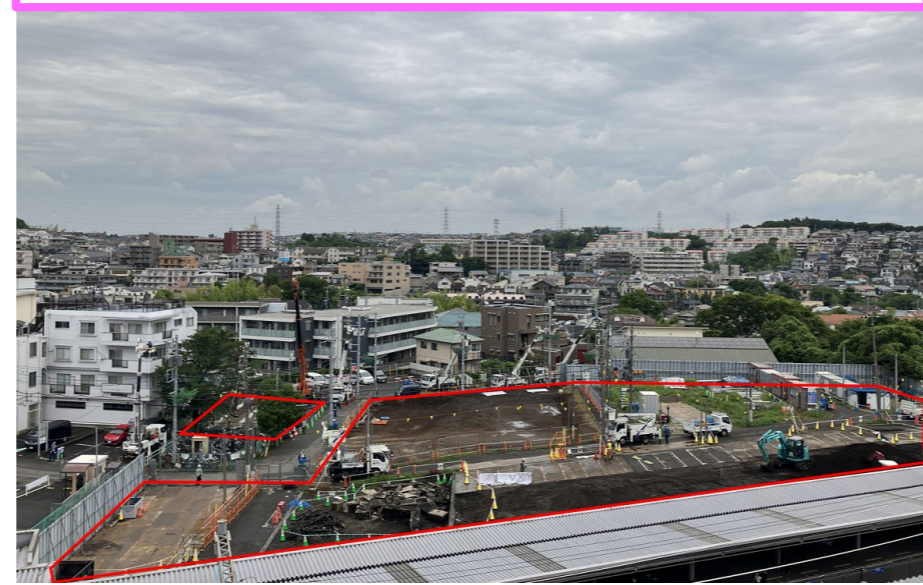


この付近は鉄道が地上から地下へ徐々に下がっていく区間となるため擁壁を整備します。擁壁の整備には本村跨線橋の撤去が必要となるため、7月3日から使用を停止しています。

周辺の皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、迂回のご協力をお願いします。

【3工区】前田・西松・東洋・松尾JV
電話：045-340-3572

第2工区
【いよいよ駅前の工事が始まりました】



駅北口にある以前市営住宅が建っていた土地を、新しい鶴ヶ峰駅を建設するための作業ヤードとして整備しています。今後は地下に駅を作っていくため、土留め壁を設置して掘削作業を行います。

近隣にお住いの方や駅を利用する方などの安全に十分配慮し、工事を進めていきます。

【2工区】大林・鉄建・NB・馬淵・京成JV
電話：045-744-8917

第1工区
【シールドトンネル工事の起点となります】



西川島橋付近で作業ヤードを整備しています。令和8年度よりこの場所から直径11mのシールドマシンが掘進を開始する予定です。シールドマシンは約1年かけて、約2kmを掘り進めます。

【1工区】清水・五洋・鴻池・坪井・奈良JV
電話：045-442-5240

※工事進捗に伴い、連絡先が変更となる可能性があります。変更になった際は相模鉄道ホームページでお知らせいたします。

区連会 資料 4-1

旭区社協発第 171 号
令和 5 年 7 月 18 日

各自治会町内会長 様
広報ご担当者 様

社会福祉法人
横浜市旭区社会福祉協議会
会長 渡邊 多喜男

広報紙「あさひいきいき宣言 (No. 113)」の配布について (ご依頼)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび本会広報紙「あさひいきいき宣言(旭区社協だより)」113号を発行しましたので送付いたします。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではございますが広報よこはま旭区版(8月号)とともに地区内全世帯へ配布していただきますよう、お願い申し上げます。

今後も地域のみなさまに“いきいき”としていただけるような広報紙を目指し、発行していきますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆送付部数 広報よこはま旭区版(8月号)と同部数

担当：千葉・梅崎

電話：392-1123

FAX：392-0222

旭区社協 information

令和4年度 事業報告

基本目標 1 安心して自分らしく生活ができるための
包括的支援体制の充実

福祉の総合相談窓口として、地域住民から寄せられる相談を受け止め、必要な支援につなぎました。長引くコロナ禍の中、生活困窮世帯への生活福祉資金特別貸付の申請、返還猶予・免除の申請支援や食料提供を通じた相談支援を行いました。また、支えあえる地域づくりを目指し、ボランティア活動などの地域活動支援に取り組みました。

基本目標 2 多様な主体による支え合いの
地域づくりの推進

相談支援から見えてくる課題や、一人ひとりの困りごとを解決する仕組みづくりを地域で展開するために、地区社協の活動支援、各種助成事業を行いました。また、身近な地域での困りごとの早期発見・支援につなげるため、地区社協を中心とした見守りの仕組みづくり「ご近所ほっこり活動」を推進しました。

基本目標 3 地域福祉保健の取組が広がる
仕掛けづくりの推進

学校への福祉教育の推進や、寄付の窓口である善意銀行の運営を通し、一人ひとりの福祉意識の醸成に取り組みました。特に高額寄付を原資に「あさひ子どもの未来応援基金」を創設しました。また、民生委員児童委員や地区社協等と連携し、ひとり親家庭や生活にお困りの方への食料等無料頒布会・相談会を実施しました。



ひとり親家庭等向け旭区産野菜無料頒布会の様子▲

令和4年度 共同募金報告



皆様から多くの募金を
いただきました。
今年も皆さまのご支援を
よろしくお願いいたします。

(募金は任意です。)

善意銀行 善意銀行に寄付いただいた方々
ありがとうございました。 (順不同・敬称略)
令和5年1月~5月

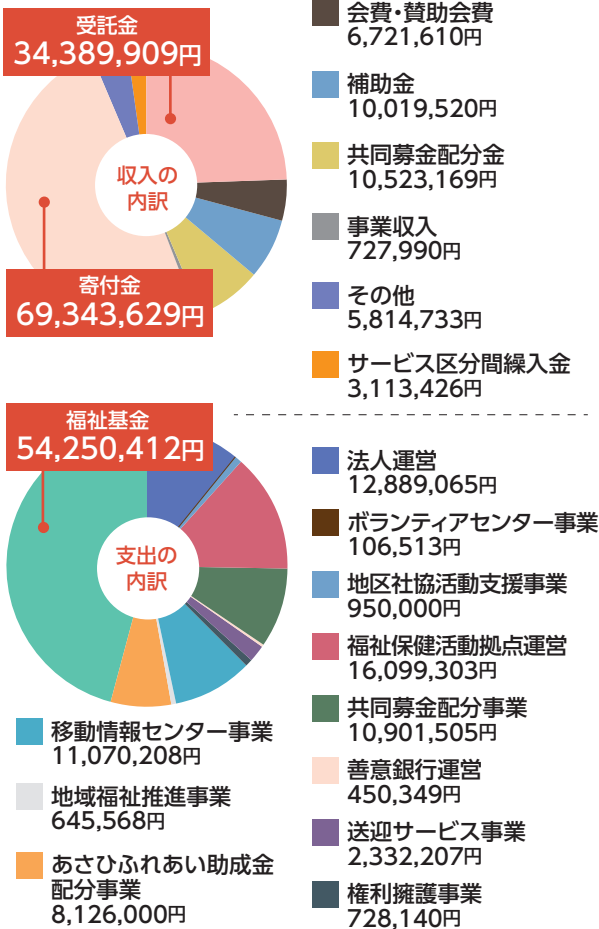
(金品寄付) 伊志嶺 朝之/荻窪 邦昭/
歌声喫茶オアシス(今宿地域ケアプラザ)/佐々 徳雄/
小川 竹子/旭区舞踊協会/日検川崎OB会/匿名 4件

(物品寄付) ハッ橋 政彦/西山 勉/明るい社会づくり運動旭区協議会/
神奈川県理容生活衛生同業組合旭支部/
一般社団法人バンクフォースマイルズ/匿名 1件

善意銀行とは、皆様からの善意の寄付金品を預かりし、区内福祉施設や当事者団体、地域福祉活動団体などへ配分し、皆様の善意を広げていく事業のことです。

令和4年度決算報告

当期収入合計	140,653,986円
当期支出合計	118,549,270円
前期末支払資金残高	21,331,876円
当期末支払資金残高	43,436,592円



令和4年度共同募金寄付金総額 ・赤い羽根募金.....15,054,984円
18,546,274円 ・年末たすけあい募金.....5,570,810円

募金は区内の施設整備費や福祉保健活動団体の活動費、旭区社会福祉協議会の事業費等に活用されます。(赤い羽根募金には他市区町村からの配分2,079,520円を含みます。)

- 〈赤い羽根募金〉**
- 区内施設の設備工事等957万円
 - 区内社会福祉団体の事業費90万円
 - 区社会福祉協議会の事業費458万円

- 〈年末たすけあい募金〉**
- 区内19地区社会福祉協議会の事業費449万円
 - 福祉団体助成金58万円
 - 生活困窮者支援事業費(食料支援等)50万円

発行 **社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会**

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35
TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0222
https://www.palletasahi.jp/ 旭区社協



旭区社協だより No. 113

令和5年8月1日発行

あさひ 共に支えられ 生きていく

いきいき宣言



この広報紙は、「赤い羽根」共同募金の配分金で発行しています。

https://www.palletasahi.jp/ 旭区社協

地域共生社会を目指して
共に支えられ 生きていく
横浜市旭区社会福祉協議会

自分らしくいられる居場所を みんなでつくる

令和5年3月8日、公益社団法人ダイヤ高齢社会研究財団主任研究員の澤岡詩野さんを招いて講座「これからも仲間と一緒に活動していくために～自分らしくいられる『居場所』をめざして～」を開催しました。(令和4年度ボランティア・市民活動者向け講座より)

ボランティアの高齢化、担い手の減少などの理由からボランティア活動の継続に課題がある中、長引く新型コロナウイルス感染症は、地域活動の縮小や中断など大きな影響をもたらしました。これまで一緒に活動していた参加者の体調や環境にも変化があり、これから自分たちの「居場所(活動)」を継続していくためにはどうしたらよいか、というテーマでご講演いただきました。

澤岡さんは、今だからこそ求められる「場」や「つながり」の姿とは、**地域活動はこうあるべきだ**という考え方を捨てた「多様性」が必要と話されました。また、「いつもの誰か」と「ゆるやか」につながる。年に一回だって、1回10分だって来てくれたらいい。来られないなら行ってもいい。できることを誰かが引き出して自信につなげてくれる。時には、気にして、声を掛けてくれる。活動で大事なことは、**助けてあげる・助けてもらうではなく、参加者とボランティアの垣根を越えて、一人ひとりのできることを見つけだして地域で生かす場をつくる循環を生み出すことが大切**とまとめられました。

旭区社協は、地域で活動する皆さんが活動の多様性や新しい可能性を見つけ、これまでの活動が広がるようなお手伝いをしたいと思っています。

今号では、「垣根を越えた地域での取組」をご紹介します。



旭区社協の **Twitter** はじめました!
http://twitter.com/asasha1123



アカウント名は **横浜市旭区社会福祉協議会**
旭区社協では令和3年10月1日よりTwitterを開始しました。各職員が身近な話題や福祉に関する情報などをつぶやいていますので、ぜひフォローしてください!

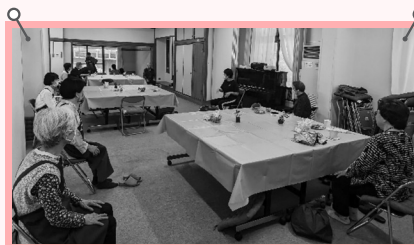
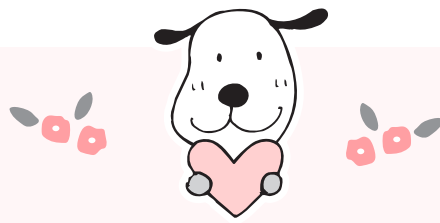


topics 1 **みんなで作り上げるサロン お茶べりサロン さんさん**
 二俣川ニュータウン地区
 【毎月第4水曜日】11:00~14:00

「お茶べりサロン さんさん」は、高齢者から子育て世代まで地域の方が気軽に自由に、そしてボランティアも無理なく楽しく交流できるサロンです。

運営の中心はボランティアの皆さんですが、参加者の発案でイベントが実施されたり、地域の方にはテーブルに飾るお花を用意していただいたりしています。また、お昼ご飯を食べるのにお茶以外のものがあつたら、という皆さんの声を取り上げ、昼食時にみそ汁を提供したところ大変好評で現在も継続しています。

参加者とボランティアを区別することなく、みんながアイデアを出しあって、みんながやりたいことをやる、「みんなで作り上げるサロン」をモットーに、お互いに見守りあえたり、支えあえたりするサロンを目指しています。



みんなで体操



参加者発案の着付け教室。ボランティアも熱心に聞き入っています。

ボランティアさんも参加者として体操したり、皆さんと一緒に弁当を食べたりしています。私たちのサロンはできる人ができることをしながら、誰もが楽しく過ごせるサロンとなっています。



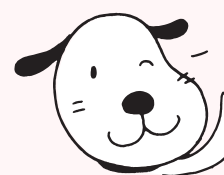
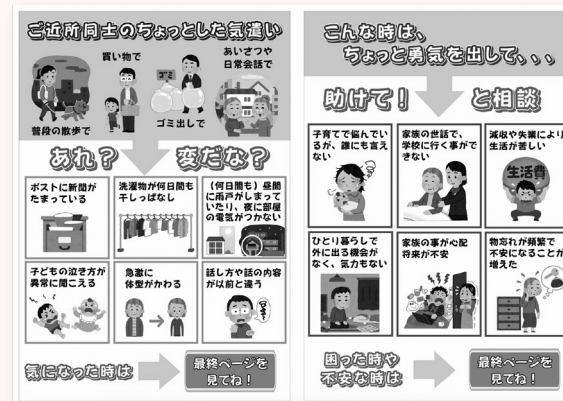
お茶べりサロン さんさん 代表 宮寺 良孝さん

topics 3 **ご近所同士のちょっとした気遣いで「困りごと」を解決**
 希望が丘地区

希望が丘地区では、困りごとを抱える人たちを地域で支えるにはどうしたらよいかを検討するため、地区社協、自治会町内会、民生委員、老人クラブ等の関係団体による「見守り活動連絡会」を設置しています。

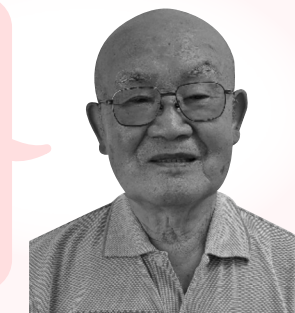
連絡会では、「困っている人は、自らが支援機関に相談するのは難しい」「ご近所の人たちは、異変に気づいても、どこに知らせたらよいかわからない」などの意見があげられました。

そこで、「困りごとを抱える人も地域住民も、悩みごとや困りごとをひとりで抱えず、まずは隣近所や自治会長などの身近な人、地域ケアプラザに相談しましょう」というメッセージを届けるため、案内チラシを作成し全戸配布しました。**お互いに気かけあい、声をかけあえる地域**を目指して活動しています。



案内チラシの中間には、ご近所同士での「ちょっとした気遣い」のポイントがイラストでわかりやすく解説されています。

日常生活やご近所づきあいの中で、ちょっと意識すると「あれ？変だな？」と異変に気づくことがあります。無理せずできる「ちょっとした気遣い」を地域に広げていきたいと思っています。



希望が丘中地区社協/希望が丘連自治会 会長 安藤 眞弘さん

topics 2 **登下校の見守り活動を通した顔の見える関係づくり**
 希望が丘南地区

希望が丘南地区では、善部小学校の登下校時間に合わせて、地域のシニア世代や保護者等のボランティアが自宅付近で声かけ・見守り活動を行っています。短時間、身近な場所でできるボランティア活動のため、120名ものメンバーが活動しています。

活動を続けている中で、児童とボランティアが「黄色いベストさん、おはようございます!」と互いに挨拶を交わし顔見知りになっていきます。児童から「いつも挨拶してくれる〇〇さんが今日はいないけど、体調が悪いのかな?」と聞かれることもあるそうです。**日常的な挨拶をきっかけに、互いに見守りあう関係づくり**が進められています。



最初は挨拶をするだけだった児童も、顔見知りになると学校でのできごとを話してくれるようになったそうです。

「無理をせずできる範囲でできることを」を大切に活動しています。見守り活動では、ボランティア同士の情報交換を行っています。民生委員、主任児童委員とも連携し、気になることは共有するようにしています。



児童安全見守りボランティア 代表 河野 法雄さん



支えあう地域創りは「顔なじみになる」位の関係を多種多様な方法でジワジワと増やしていくことから始まります。案内チラシの配布は輪を拡げていくうえで大きな一歩といえます。お互いのアイデアを出しあってサロンを創りあげる、たくさんのオトナができる範囲で子どもの登下校の見守りに参加すること、これらすべてが困っていることを早くに気付ける、困ったことを「実はね…」と呟ける、顔なじみの関係づくりの土壌になっているともいえます。そうなんです、顔なじみの関係性を拡げていくために、必ずしも新しいなにかを興す必要はないのです。まずは、あなたの地域のタネを改めて探すことから始めてみませんか。(公益社団法人ダイヤ高齢社会研究財団主任研究員 澤岡詩野)



地域の見守り・支えあい活動助成金のご案内

身近な地域でのふれあい・交流を通じて、住民同士のゆるやかなつながりづくりや見守りあいを進め、社会的孤立に陥ることを防ぐために実施する活動への助成を行っています。詳細は、本会HPをご確認ください。(URL: <https://palletasahi.jp/jigyou/volunteer/joseikin.html>)



お応募者全員に特典あり!

オススメの一品! 大募集



旭区マスコットキャラクター
あさひくん



中学校給食に対する理解の促進、食育の意識向上を目的に、旭区の野菜などを利用した皆さんのオススメの一品を募集します。

応募方法

募集期間：令和5年7月21日～8月31日

募集作品 **旭区産の食材使用、大歓迎!**

- 大切な誰かに食べてもらいたいオススメの一品
- 学校給食に取り入れてもらいたい一品
- 中学校給食レシピ等を再現した一品



○詳細ホームページ

提出する写真(2枚以上)

- ①できあがった料理のアップ写真
- ②食事時の写真(顔は写ってなくてもOK)

※その他にも、使用した食材の写真なども大歓迎!



○応募ページ

令和5年

住宅・土地統計調査

10月1日(日)実施

子どもを育てやすい
住まいの実現高齢者が安心して
暮らせるまちづくり

〈住宅・土地統計調査はこのような調査です〉

この調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。

この調査は、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

だれもが安心して暮らせる明日へ

調査
の流れ

【国】

(総務省統計局)



【都道府県】



【市区町村】



【指導員】



【調査員】



【世帯】

回答方法

回答はインターネット回答のほか、調査票を郵送または調査員に提出する方法によります。



インターネット回答



郵送で提出



調査員に提出

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。

個人の情報は
守られます

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。

利用制限

統計作成の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。

適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。



調査員のしごと

9月上旬

調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。

9月下旬～

調査対象となった世帯を訪問し、調査への回答依頼及び調査票の収集を行います。

住宅・土地統計調査の調査員は、都道府県知事又は市町村長によって任命された地方公務員です。

調査員は、「調査員証」を携帯しています。



管理員の方々にご協力いただきたいこと



ご協力お願いいたします

1

建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いいたします。

オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ることで困難なケースもあり、ご協力いただくことで円滑に調査を実施することができます。

2

建物内の居住状況などをお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

昼間不在がちな世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、居住状況などをお尋ねすることがあります。

※調査対象世帯には、統計法に基づき、報告の義務が課せられます。

居住者情報の提供について

居住者情報の提供は、法令に則ったものであり、ご協力をお願いいたします。

統計法
(抄)

個人情報保護法第27条第1項では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。

管理員、管理会社、管理組合の皆様にご協力をお願いするのは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当しますので、ご協力をお願いいたします。

【第30条第1項】行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体(次項において「被要請者」という。)に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。



“かたり調査”にご注意ください

「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がりがかねないので、ご注意ください。

住宅・土地統計調査は

住宅の建て方や世帯の構成などについて調査します。



調査の結果は全国及び地域別にも公表されます。



調査結果からわかること

平成30年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかりました。

東京都では共同住宅が7割超

全国の共同住宅数は2335万戸で平成25年と比較し126万戸(5.7%)増加と過去最高となりました。住宅に占める共同住宅の割合は43.6%となっています。都道府県別にみると、東京都が71.1%と最も高く、次いで沖縄県、神奈川県、大阪府などとなっており、主に大都市を有する都道府県において共同住宅の割合が高くなっています。一方、共同住宅の割合が最も低いのは、秋田県の17.8%で、次いで富山県、山形県などとなっています。



共同住宅の割合一都道府県(平成30年)

共同住宅の割合が高い都道府県

1	東京都	71.1%
2	沖縄県	59.0%
3	神奈川県	56.1%
4	大阪府	55.4%
5	福岡県	52.8%
6	兵庫県	46.6%
7	愛知県	45.8%
8	千葉県	44.8%
9	北海道	43.8%
10	埼玉県	43.5%

共同住宅の割合が低い都道府県

1	秋田県	17.8%
2	富山県	19.7%
3	山形県	20.5%
4	福井県	21.2%
5	青森県	21.3%
6	和歌山県	22.1%
7	岐阜県	23.1%
8	長野県	23.3%
9	岩手県	23.4%
10	新潟県	23.6%

平成30年住宅・土地統計調査の結果はこちら
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>



調査の結果はどう活かされるの？

住宅・土地統計調査の結果は、国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、学術研究等へも利用されています。

耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくり

空き家の今後の動向や住環境との相関関係に関する研究



住宅・土地統計調査では

インターネットでの回答をおすすめしています

住宅・土地統計調査では、
パソコンのほか、スマートフォン等でも回答できます。



インターネット回答が便利です!!



期間中はいつでもOK!

期間中はいつでも
ご都合のよい時間に回答できます。



世帯の回答は守られています!

不正なアクセスなどの監視を
24時間行っていますので、
回答データは厳重に守られます。



調査へのご協力
よろしくお願いいたします!



住宅・土地統計調査 🔍

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>

各種受賞者一覧表

(令和5年6月受賞者)

各種表彰制度に基づく受賞者の方々の顕著な活動等を広く地域にお知らせするため、各種受賞者一覧表を作成しましたので御覧ください。

令和5年7月

旭区役所 総務課

各種受賞者一覧表
(令和5年6月受賞者)

国 関 係

表 彰 名	表 彰 者 名	受 賞 者 名	連 合 自 治 会 町 内 会 ※
「みどりの愛護」功労者国土交通大臣 表彰	国土交通大臣	中 ^{ナカキボウダチ} 希望が丘 ^{オカフジ} 富士見 ^{ミカイ} 会	希望が丘連合自治会

※連合自治会町内会へ未参加または不明の場合は、「(単会名)」または「(住所(町名まで))」

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

旭区共催文化イベント「第7回遊音祭」に係る 開催チラシの自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

旭区におきましては、文化芸術面からの盛り上げを創出するため、区民の皆様とともに数多くの事業を実施しています。そのひとつである「第7回遊音祭」も、毎年多くの皆様にご観覧いただいています。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

1 事業概要

- (1) 開催日時・場所
令和5年9月23日（土）及び24日（日）
両日 13時00分～（開場 12時30分）
旭公会堂（旭区役所4階）
- (2) 主催
遊音祭実行委員会（代表：伊原 鉄朗）
- (3) 共催
旭区役所、イハラ音楽教室
- (4) 後援
希望が丘商店会

2 掲出期間等

令和5年9月24日（日）まで A4チラシ2枚
※可能な範囲で裏表両面掲出をお願いします。

3 協力依頼内容

各自治会町内会の掲示板等への掲出

4 添付資料

「第7回遊音祭」チラシ

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係
真栄田、松本（954-6094）

9/23(土)24(日)

Open 12:30

Start 13:00

入場
無料

音楽を「見て」「聴いて」
地域に「ふれて」「食べて」「楽しむ」2日間!

第7回

ゆうおんさい

遊音祭

2023

@ 旭公会堂

相鉄線「鶴ヶ峰駅」北口下車 徒歩7分

23(土)

13:00 ~ **クラシック&ポップス** STAGE

ギター、ウクレレ、ピアノなどの発表を中心にお届けします。
もしかしたら普段聞きなれない楽器も登場するかも?!

17:00頃 ~ **ゲスト** STAGE

ピアニスト

ソプラノ

沖縄ポップスユニット



山田 美咲



佐藤 知子



ねににず
with かず兄

24(日)

13:00 ~ **ライブ** STAGE

ギター、ドラム、ヴォーカルを中心としたバンドの発表!
パワフルで迫力満点のサウンドをお楽しみに♪

18:00頃 ~ **ゲスト** STAGE

ダンスヴォーカル

アコースティックバンド



サニーmama
ダンスサークル



ジャムスタンマジック

先生バンド「KOSHEYS」
は両日演奏します♪

ゆうおんさい
遊音祭って
何ですか?

だれでも参加できる地域に開かれた音楽イベントです♪
地域のお店や作家による「マルシェ&ワークショップ」
も魅力いっぱい!! 家族や友達を誘って遊びに来てくださいね♪

12:30~
17:00頃まで
出店情報は裏面へ

※時間や内容は都合により変更となる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

【主催】遊音祭実行委員会

【共催】旭区役所, イハラ音楽教室 【後援】希望が丘商店会

遊音祭



9/23^土24^日

各日 12:30
~17:00頃

第7回 遊音祭
2023

音楽ステージを「見て」「聴いて」「楽しむ」2日間!
地域文化に「ふれて」「食べて」

マルシェ&ワークショップ



23 SAT 24 SUN
焼きたてカステラの店 茶和-sawa-
焼きたてのカステラやカステラサンド、季節の和菓子を手作り販売しております。



23 SAT 24 SUN
こゆずとCesta
てのひら工房こゆず(水引き)&クラフト工房 Cesta(かご雑貨)の物販とワークショップ。



23 SAT 24 SUN
ははのすとまめ+
暮らしにちょこっと「うふふ」を足してみませんか。アクセサリー、消しゴムはんこのお店です。



23 SAT 24 SUN
横浜の森洗剤 & カフェnicoent
横浜産青みかんの精油配合の洗剤です。鶴ヶ峰で作っています。横浜で、作って使って海をきれいにしたい!



23 SAT 24 SUN
くじらばすてる
3色パステルアートこまさんとこっこさんです。ワークショップとグッズ販売します。お楽しみに!



23 SAT 24 SUN
横浜ワイナリー
横浜にある日本で一番小さな、一番海に近い都市型クラフトワインの醸造所。自然派ワインを販売します。



23 SAT 24 SUN
おやつや~こ・こ・~
また食べたくなるようなお菓子や料理をお届けする3人のユニットです。焼き菓子などを販売します。



23 SAT 24 SUN
コーヒーボランティア ペリゴール
豆は「ハワイコナブレンド」挽きたて、淹れたて、サイフォンにて提供、こだわりの味を是非味わってください。



23 SAT 24 SUN
はちみつと 森のまごころ屋さん
魔女が作る不思議な雑貨屋さん...アナタに魔法をお届けします。



23 SAT 24 SUN
アトリエ ハートインハンド
お子さんでも簡単に楽しめるアニマルマスコットとキットを販売いたします。



23 SAT 24 SUN
旭どこでも本屋さん「ぶっくる」
おもしろい本、おすすめの本など、多数用意してお越しをお待ちしております。買い取りもご相談ください。



23 SAT 24 SUN
peace of mind
少しでも安らげる時間をもてたらと思って作った物たちです。



23 SAT 24 SUN
ECO雑貨YUKI
傘布エコバッグをメインに「もったいない」を考えた簡単に出来ることのヒントになる商品を販売します。



23 SAT 24 SUN
はびねす商店
心も身体も happy に♪タロット占い、耳ツボジュエリー、あみぐるみ販売等。笑顔になれる事間違いなし♪

ACCESS 旭公会堂 (旭区総合庁舎4階)
神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12

相鉄線 鶴ヶ峰駅
北口下車 徒歩7分

お車は、旭区役所駐車場ほか近隣のコインパーキングをご利用ください。

遊音祭サイトで最新の情報をチェック♪
※チラシの内容は変更の可能性があります。

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

旭区市民活動支援センター「みなくる」の情報誌「みなくるだより」 の自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

日頃より、旭区の市民活動・生涯学習事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
旭区市民活動支援センター「みなくる」では、新たな担い手の発掘を目指し、地域活動への参加のきっかけづくりの取り組みを行っており、講座やイベント情報、登録団体の活動紹介等を掲載した情報誌「みなくるだより」を年に4回発行しています。
このたび、「みなくるだより No.60 令和5年夏号」を発行いたしました。
つきましては、広く区民の皆様に「みなくる」の取組を知っていただけるよう、各自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

1 掲出期間等

令和5年9月16日(土)まで A4チラシ1部(表面のみ掲示をお願いいたします。)

2 掲出場所

各自治会町内会の掲示板

3 添付資料

「みなくるだより」No.60 令和5年夏号

【担当】

旭区地域振興課地域力推進担当（奥村、打木、板橋）

電話：045-954-6028 Fax：045-955-3341

旭区市民活動支援センター「みなくる」（椎名）

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 2-82-1 ココロット鶴ヶ峰 4階

電話：045-382-1000 Fax：045-382-1005

メール：as-manabi@city.yokohama.jp



みなくる だより

No.60
令和5年夏号

申込不要
無料

「身近な場所で何かはじめたいけど、何をしたいかは決まっていない、、」
そんな方、同じ思いを持つ仲間であっとおしゃべりしてみませんか？

U-Café 【いう-カフェ】

9/16 から 毎月第3土曜日 開催
13:30~15:00 @みなくるミーティングコーナー

第1回目のおしゃべりテーマは、
「私の好きな旭区」「旭区PR大作戦」

受講者
募集中
無料

【ICT活用講座】

スマホで動画投稿 してみませんか

《基礎》9月15日(金) / 《実践》9月29日(金)

対象者 横浜市在住の方でアプリのダウンロードができる方
募集締切 8月25日(金)
定員 15人(抽選)
申込方法 右の二次元コードから申込
(担当 木村、荒木)



新しい相談員のご紹介

★4月から入りました。これからよろしくお願いします！★

荒木 美苗(あらき みなえ)



少しでも早く慣れて、皆さま方の
役に立てるよう努めてまいります。
皆さまにお会いできるのを楽しみにし
ておりますのでお気軽にお声がけくだ
さい。よろしくお願いいたします。

本間 芳子(ほんま よしこ)



コロナ禍からの再生目指して「みな
くる」で元気になるお手伝いをさせ
ていただきたいと思います。皆さ
まのご来館お待ちしております。
よろしくお願いいたします。

発行:旭区市民活動支援センター「みなくる」

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰2-82-1
ココロット鶴ヶ峰4階

TEL 045-382-1000

FAX 045-382-1005

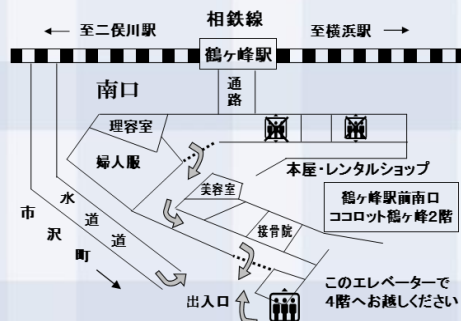
E-mail as-manabi@city.yokohama.jp

休館日 毎月第3水曜日・年末年始ほか

ホームページ

みなくる

検索





シニアのためのいきいき未来講座

【5月27日～6月24日連続5回講座】

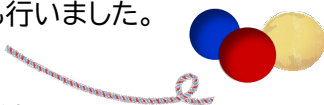
「人生100年時代の健康・生きがい」をテーマに豊かなセカンドライフを送るために大切な、社会活動への参加、経済や終活についてのお話やボッチャ、ポールウォーキングの体験会も行いました。

～参加者からの声～

◆これからの人生に夢と希望を与えてくださる講座でした。

◆感じていた、考えていた事柄が、専門の方からのお話で整理が出来ました。

◆自分の人生を見直すことが出来ました。



みなくる WEEK

◆2月20日～25日…生涯学習アドバイザー企画講座

◆2月26日…スペシャルデイ

たくさんの方がワークショップや演奏などを楽しみました。

「みなくる」を知っていただく良い機会となりました。

ミドルのためのグッドライフスタイル

【3月3日～3月24日連続4回講座】

「カラダの整え方」や「スキンケア」など40代から50代の方が興味をもつ題材をテーマに行った講座。最終回には自分自身の魅力や強みを見つけるワークを行い、これからやってみたいことなどを共有しました。

今後のみなくるのイベント

◆8月22日(火)アドバイザー研修会

◆10月15日(日)区民まつりサテライト会場(みなくる)にてワークショップ、活動紹介

◆10月～12月 あさひみらい塾

サークル活動を応援します！

「みなくる」にサークル登録してメンバー募集しませんか？

”活動をPRして仲間を増やしたい” ”こんな活動をしているサークルを教えてください”などの声にお応えします。「活動調査票」にご記入の上、「みなくる」までご提出ください。「活動調査票」は各地区センターなどの施設でも配布しています。また、「みなくる」ホームページからもダウンロードできます。

あさひの地域人(ちいきびと)に聞く Vol.1



須田 俊博さん (白根在住)

あさひの地域人(ちいきびと)第1回目は須田俊博さん。

川井地区の「わいが家」さんでボランティア中、お客様と一緒に和気あいあいとおしゃべりしているところへお邪魔して、お話をうかがいました。

こころとからだの健康を維持するためには『人とつながること、地域社会に参加すること』も大事です。みなくるでは、そんな地域で活躍する「地域人(ちいきびと)」から、元気に楽しくイキイキと生活する秘訣をお聞きします。

「リタイアしたら何かボランティアをしようと思っていた。」けれど、地域のことを何も知らないし、何をするかは決めていなかったもので、リタイア後は実際に、旭区中の公共施設を周り情報を集めたそうです。

その途中で「みなくる」へ立ち寄った時「あさひみらい塾」を知りました。早速、平成28年度のあさひみらい塾へ申し込み、修了後に本格的に地域活動を始めました。

現在、加入している団体はざっと数えて10団体くらい(笑)途中から入った団体もあるし、立ち上げから参加した団体もあります。

活動は、サロン、環境、音楽会など多岐にわたっていますが、グループを立ち上げた時でも、このグループは自分がいなくても大丈夫だなと思ったら「抜ける」という選択もあるそうです。

また、地域の活動でさまざまな場所へ行く時、人に会う時には常に、「あの人とこの人が一緒に何か出来たら面白いかもしれないなあ」と人と人、人と場所を繋ぐことを思いつくそうです。

「楽しそうなことはまず自分がやってみるんだよ！」とインタビューに答える笑顔が印象的でした。



あさひの朝市

令和5年度 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

- 1 令和5年9月21日(木)～9月30日(土)の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから
高齢者 模範を示そう 交通マナー



運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和4年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	前年比	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	669	94	4	3	46	2	201	18	223	37	206	29	1	-3
神奈川区	363	-113	3	0	11	-20	130	-24	75	-24	114	-47	1	-3
西区	255	18	3	3	8	-2	78	1	54	15	73	5	1	1
中区	384	-57	1	-3	18	-7	147	16	91	-11	105	-15	5	1
南区	328	-33	2	2	16	-8	115	-25	81	-25	129	9	3	1
港南区	477	44	2	1	47	14	168	3	102	17	153	24	2	0
保土ヶ谷区	454	0	0	-3	25	4	133	-45	77	8	194	36	2	1
旭区	528	9	2	1	25	-8	185	22	91	2	193	1	7	5
磯子区	311	-56	1	-2	30	1	101	-31	72	-18	107	-36	1	-3
金沢区	506	-57	2	1	31	-22	173	-18	154	14	163	-45	2	2
港北区	512	-6	2	1	25	-18	141	-2	137	14	152	-8	2	-2
緑区	371	-20	5	3	28	-13	119	-12	74	-8	104	5	4	0
青葉区	543	-70	1	-2	42	4	186	-18	110	-10	150	-9	2	-1
都筑区	438	-15	4	1	41	10	132	-4	100	-3	118	-4	3	3
戸塚区	514	-126	4	-2	34	0	145	-42	88	-19	189	-49	1	-1
栄区	193	-9	0	0	10	-2	75	-11	35	2	63	-20	0	0
泉区	272	7	0	-2	23	2	106	15	65	7	87	-3	0	0
瀬谷区	374	-1	2	0	25	-3	136	7	105	-5	117	6	3	0
横浜市内	7,492	-391	38	2	485	-66	2,471	-150	1,734	-7	2,417	-121	40	1

各機関・団体の主な取組

共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、市民の命を守ることを第一に、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- ・ 9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、キャンペーンを開催し、市民等に対して周知徹底を図ります。

交通事故死ゼロを目指す日

交通安全に対する国民の意識を高めるため、2008年に国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、4月10日と9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」とされました。

(9月30日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- ・ 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- ・ 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発等を図ります。
- ・ 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- ・ 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- ・ 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- ・ 高齢者、子ども、二輪車運転者及び自転車利用者など、対象に応じた交通安全教育を積極的に推進します。
- ・ 広報の働きかけや交通事故分析資料の提供を積極的に推進します。
- ・ 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- ・ 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- ・ 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を強化します。
- ・ 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- ・ 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- ・ シートベルトやチャイルドシート着用の必要性とその効果について正しく理解し、すべての座席で正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。
- ・ 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
- ・ 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323